

平成18年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第3号）

平成18年12月16日（土）午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	浅野楔雄
5番	小川勝範	6番	藤橋礼治
7番	熊谷祐子	8番	堀孝正
9番	山田隆義	11番	小寺徹
12番	松野藤四郎	13番	山本訓男
14番	桜木ゆう子	15番	星川睦枝
16番	棚瀬悦宏	17番	土屋勝義
18番	澤井幸一	19番	西岡一成
20番	広瀬捨男		

本日の会議に欠席した議員

10番 広瀬時男

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	関谷巖
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松尾治幸
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 豊田正利 書記 広瀬照泰

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19人であり、定足数に達しています。

会議を開会する前に、一言申し上げます。

去る12月1日、平成18年第4回瑞穂市議会定例会を開会するに当たりまして、12月16日と17日の日曜日に一般質問を実施することを全会一致で決定されました。これは、住民の身近な市議会に向けた議会活性化策として土日議会を開催することになったものでございます。本日の会議に朝早くから傍聴にお越しいただきました皆様方に心より御礼を申し上げます。

傍聴にお越しいただきました皆様方には、受付でお渡しをしました「傍聴人心得」をよく読んでいただきまして、円滑な議会運営に御協力いただきますことをよろしくお願い申し上げます。特に議場内では、ビデオ、カメラ、録音機、携帯電話の御使用をお断りいたします。携帯電話をお持ちの方には、電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただくようお願いを申し上げます。

それでは、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

発言時間について申し上げます。

本日の一般質問の発言時間は、会議規則第57条の規定によりまして1時間以内といたします。会派代表質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

新政会、澤井幸一君の発言を許します。

澤井幸一君。

18番（澤井幸一君） おはようございます。

傍聴者の皆さん、朝早くからお出かけをいただきまして、まことにありがとうございます。

議席番号18番、新政会の澤井幸一でございます。議長から発言の許可を得ましたので、これより新政会を代表して質問をいたします。

代表質問は、2点に分けて市長にお尋ねをいたします。

まず第1点は市長の歩みの総括と展望について、第2点はまちづくりの将来像についてであります。この2点はばらばらのものではなく、今後の瑞穂市のまちづくりに欠かすことのできない内容でありますので、市長の誠意ある御答弁をよろしくお願いいたします。

まず第1点の市長の歩みの総括と展望について、お尋ねをいたします。

来年4月に実施される予定の瑞穂市長選挙に立候補されるお考えがあるかと9月の定例会では市長にお尋ねをいたしましたところ、12月1日の本会議の議場で正式に出馬を表明されました。市長には、今後も市民のために魅力あるまちづくりを目指していただきたいと思っております。市長は、穂積町長3期9年と合併後の瑞穂市長1期4年を務められ、その歩みと実績は市民から大変高く評価されていますが、御自身での総括評価はどのようにされているかをお尋ねいたします。と同時に、今後の展望についてをお尋ねいたします。

なお、御答弁をいただいた後、続きは質問席でさせていただきます。よろしくお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 澤井議員の御質問にお答えさせていただきます。

町長2期及び3期目は一部でございますが、9年。それから市長として約3年半務めさせていただいたわけでございますが、その間の自分の行ってきた施策について、どう考えているかというお尋ねかと思いますが、私なりの思いを述べさせていただきます。

私は、行政の仕事というのは、そのまちに住む市民が、あるいは町民が豊かな暮らしができるようにしていく。豊かな暮らしのあるまちというものをつくっていくというのが一つの目標であろうと、このように思います。その目標に向かって上る道はそれぞれの人の考え方によっていろいろあるかと思いますが、私がその中でも基本的に考えてきましたことは、まず人間が生きていくために絶対に必要なことは何なのかということにポイントを置いてきたつもりでございます。それは、いろんな点においてのバランスということでございます。端的なことを申し上げまして、物と心のバランス、あるいは進歩と伝統のバランス、あるいはもう一つは個人と共同体とのバランス、そのあたりをどう考えながら施策を展開していくかということでございます。それからもう1点は、まちを運営していくためには、そのまちの持つおる財政というものが非常に大きな影響を与えます。だから、まちの財政力をいかに維持していくか。その財政力の中において、整合性を見ながら施策を展開していく。今申し上げました、この2点を重点に個々の施策を展開してきたつもりでございます。

それで、この期間におきまして私がやりましたことの中で、それぞれの施策についてどう考えているかというお話でございますが、穂積町時代に行ってきた施策と瑞穂市になったの施策とでは少し考え方が違うかと思えます。といいますのは、瑞穂市になってからの施策というのは、二つの町が合併して、新しい市としてこれから歩んでいかなければならない。その基盤をどう整えていくかということに最重点を置いてきておりますので、穂積町長時代の施策とでは若干の違いがあると、このように私は認識しております。

まず穂積町時代のことについて、私なりにいろいろと展開してきました施策の中で見ておまして考えてみますと、細かい点は多々ありますが、ポイントだけ申し上げます。一番私が大

きかった問題は、公営とばくという語弊があるかもしれませんが、笠松競馬場からの撤退、それから中濃競輪組合からの撤退、その関係の事業から全面的に撤退をしたということだと思っております。そしてまた、笠松競馬場から撤退、解散するときの配分金というものをただ漠然と使い切るのではなくて、図書館、楽修館という形で残させていただけたということかと思っております。私の想定外のことで、これは私がむしろ不明であったということですが、楽修館があれだけ多くの方に愛され、利用されるとは思っておりませんでした。そういう意味でも、よかったなあというのが私の実感でございます。

それから、これは直接町の事業ではございませんでしたが、ようやくこの期間中に北方・多度線が南まで抜けたということ、それから何十年と苦労してやってまいりました犀川の遊水池の区画整理事業というものが完成して、利用されるようになった。こんなことが私としてはよかったことかなあと、こんなふうに思っております。まだ、その他いろいろとございますけれども、主なもので申し上げました。

それから、この期間中で一番残念に思っておりますのは、岐阜日赤病院の誘致ができなかったことでございます。今でも市民の皆さんのご意見を調査してみますと、1番目に希望として出てきますのが病院の設置でございます。その点を考えてみても、あそこでもう一押し自分なりに押ししてみることができなかったんだろうかということ非常に、後での悔いがございますけれども、反省しております。現実の問題として、あの当時の全体の空気といたしましては、誘致に必要な数十億という資金の予算化というものを私は認めていただける雰囲気ではないという判断をしたわけでございます。今でも、例えばそれで結果がどうあろうと押し切っていくべきではなかったらということ、非常に残念に思っております。

それから、合併して以降の問題でございますが、合併したことによって、一つになるためにはいろんな障壁がございます。童門冬二さんが合併について言っておりますけど、その中で、三つの壁を乗り越えなければならないという言い方をしております。物の壁、物理的な壁です。それから仕組みの壁、制度の壁、それからもう一つは、心の壁、意識の壁です。この三つの壁を乗り越えて、初めて合併は成功するということを言っております。私は、この一つ一つの壁を乗り越えていくために努力してきたつもりでございます。

合併して以降で、今申しあげました幾つかの壁を乗り越えていくために打った手として、ハードの面だけ申しあげた方がわかりやすいかと思っておりますけれども、いろいろと拾い出してみますと、まず第1番に私が自慢できると思っておりますのが、さきにやった上水の整備でございます。非常に失礼な言い方もかもしれませんが、上水道につきましての整備体制というもの、旧穂積町と旧巢南地区とでは大きな違いがございました。これをどの地域も、どんな状況になろうと安定的に上水が確保できるという体制を整えるというか、完成させたことが一番よかったことではないかと思っております。

それから、巢南、穂積、それぞれの町にございましたいろんな団体を統合することができた。これがいち早くできたということではないだろうかと、こんなふうに思います。

それからもう1点は、巢南地区でまだ残ってありました土地開発公社の整理が完了したということも、瑞穂市になってからの施策の中ではよかったことではないかというふうに判断しております。

それじゃあ、失敗したものは何か。端的なことを申し上げますが、私どもの事務的なささいなミスによって堀越紡績の用地をすべて買収することができなかったということは残念に思っております。

それから、まだこれからやらなければならない課題としては、今申し上げました三つの壁を乗り越えていくためにやらなければならないことということになるわけですが、いま一つ残っております一番大きな課題が消防の機能の統一という問題ではないだろうかと、そのように思います。

まだ、その他、いろいろと行政の運営面でのより効率化を目指すために、給食センターの統合とか、いろんな課題も残っておりますけれども、それぞれの課題につきましては、それなりに一つのめどがついてきているのではないかと、このように判断しております。

〔18番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 澤井幸一君。

18番（澤井幸一君） どうもありがとうございました。

穂積町のときには、松野町長は先見の明を推測されて、真剣に我々市民の幸せと瑞穂市の発展に大変御努力をしていただきました。特に笠松競馬の配分の問題でございますが、ただいま市長の方から内容について御説明がありました。幸いにいたしまして私も笠松競馬の一委員として参画をさせていただきまして、12億、若干のお金の配分ができて、今、楽修館が市民の皆さん方の大きなプラスになっておると、こんなことで、私も大変歓迎しておったわけでございます。どうもありがとうございました。

第2点目は、まちづくりの将来像についてお尋ねをいたします。

この定例会の市長の提案説明の中で、消防業務全般の委託を岐阜市にお願いされたことと、給食センターの統合、本田コミュニティーセンターの建設、市民センターのバリアフリー化の工事、豊住園の生活訓練所の建設、下犀川橋建設などのハード面の整備は努力され、めどがついたものの、教育、コミュニティー、福祉などのソフト面の体制づくりにはまだ残された課題が多くあるとのことですが、その政策はどうあるべきとお考えかをお尋ねいたします。

また、まちづくりの将来像について3点ほどお尋ねしますが、私は、下穂積、今の瑞穂市の長良橋から墨俣の橋まで約4キロございますが、その間の下穂積に岐阜市へ通ずる長良橋の計画、あるいは安八、大野町との近隣合併、21号線のバイパスの6車線の延長など、まちづくり

の将来像をお尋ねいたします。市長、よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） やはりまだできたばかりのまちでございますので、いろいろな細かい点においては整備していかなければならないことは多々あるかと思えます。

その中で一番大事に基本的に考えておりますことは、先ほども申し上げましたように豊かな暮らしのあるまちということで、その中でも人と人との関係というものをより濃密にしていくためのコミュニティーづくり、そのためのソフト面での仕掛け、あるいはハード面でのいろんな道具と申しますか、材料を提供、整備していくということは非常に一つの重要な課題であろうと思えますし、これは市民の皆さんにいろいろと御協力いただきながら、一つずつ積み重ねていくということが最も大事ではないだろうか、このように考えております。

それから、その次に考えておりますことは、やはりセキュリティー、安全という問題でございまして、今御指摘の消防の体制という問題は、どちらかといいますと災害の中でも自然災害的なものに対する対応ということにウエートが高くなるんじゃないかと思えます。この体制につきましては、瑞穂市は、合併する前は、御存じのように穂積町は岐阜市消防に委託、そしてここに中消防署の穂積分署というものを配置していただいて、それで防災面を対応してきたということです。それから巣南地区は、本巣消防事務組合の中の1パートとして南消防署が設置され、それで防災体制を整えていったということで、防災のための組織というものが一つのまちの中で二分されているという状態にあるわけでございますので、これを一本化して、一命令でまち全体の防災体制が動くというふうにしていかなければならないというのが非常に大きな課題であります。

それにつきましては、かねてから申し上げておりましたように、考えられる選択肢は三つあるということを申し上げてきたかと思えます。まず一つは、岐阜市消防に委託をして体制を一本化していくということ。それからもう一つは、本巣消防に加わって、本巣消防の管理区域の中として動いていくということ。それからもう一つは、瑞穂市単独でやっていくという三つの選択肢があったかと思えます。それで、私どもとしては、今申し上げました三つの選択肢の中で、最も望ましい体制として考えた場合には、岐阜市消防にお願いしていくというのが一番いいのではないだろうかということが一番初めに考えたわけでございますが、今までの町と違って、市になったんだから、少しは自分で歩けよというようなお話もございまして、岐阜市消防へお願いをしていくという考え方というのは引っ込めまして、その後、本巣消防傘下での活動というものを選択肢としてきたわけでございますが、そのあり方とか、いろんな点につきまして、私どもの考え方と本巣消防さんの考え方の間に一致を見ることができずに、結局この形も断念したということございまして、その後、結局単独で消防体制を立ち上げていくという形で検討をまいりました。

その検討していく過程の中におきまして、単独でやっていく場合のいろんな課題が見えてまいりました。その中でも、特に通信指令業務というものについては、119番の取り扱いとか、いろんな問題ですが、そういうことを考えた場合に、費用的な負担の面もありますけれども、それだけじゃなしに、いろんな点で問題点があるということもわかってまいりまして、せめて通信指令業務だけでも岐阜市消防でお願いできないだろうかということも単独立ち上げていく過程の中でお願いをしてきたわけでございます。

それで、岐阜市といたしましてもそのあたりについて種々検討をしていただいたわけですが、その検討していく中で、そういうふうな部分的なことじゃなしに、いっそのこと全面的な受託をしたらどういうことになるんだろうかということもあわせて検討してみようじゃないかという非常に好意的なお話がいただけたものでございますから、そういう方向の検討もよろしくお願ひしますということをお願い申し上げましたのが、先般いろいろと報道に出てきた経緯でございます。

私といたしましては、そういう形で瑞穂市の消防体制が整えることができれば、最も望ましい姿ではないだろうか、こんなふうに考えております。

それから、周辺町村との合併というものはどう考えておるかということでございますが、これにつきましては私が単独で判断する問題ではなく、やはり周辺町村がどうお考えになっているかというような問題もございます。ですから、そのあたりは、いろいろな御意見を聞きながら、またその場合に瑞穂市としてどう考えるかということもまた、瑞穂市の市民の皆さんの御意見も伺いながら、一つの方向を検討してみるということになるのではないかというふうに思います。そう言うと、私が非常に消極的に見えるかもしれませんが、私は現段階におきましては、合併した2町、新しい瑞穂市というものを安定した堅実な歩みができるように体制を整えるのがまず第一だというふうに考えておりますので、今のようなことで考えておるといのが実情でございます。

それから、あとおっしゃいました長良川にもう1本橋をかけたらどうだとか、そういう壮大な御意見というものも十分に理解できます。現実の問題として、私どもこの地域をより整備していくためには、大きないろんな課題を、はっきり申し上げまして長期的な視点に立ちますと持っております。一番端的なことを申し上げまして、既に発表されてから10年以上たっていますでしょうか。南部横断ハイウエー構想というものが、まだ今のところ岐阜市の茜部までぐらいいしか来てないわけで、あれが結局大垣を超えてという形で、21号線の上を2階建てで抜けていく構想というものが描かれておりますけれども、これが実際に開通するまでには、まだかなりの時間がかかるだろうと、こんなことも思います。ですけど、やはりそういうものが通っていくという想定のもとでのまちづくりというものはそれなりに考えていかなければいけない。また、東海環状も東回りは完成いたしまして、これからが西回りの仕事になるわけございま

すけれども、その場合に、瑞穂市は東海環状の西回りルートにどういうふうに位置づけしていくかということも一つの課題でございます。現実といたしましては、大野合同インターチェンジ、あるいは糸貫インターチェンジとのアクセスをどう考えるかというようなことも非常に重要な問題でございます。まだまだ道路網の整備という長期的な視点に立った場合にはいろんな課題があるわけでございますが、これは一市道をつくるという問題ではなくて、この地域の幹線道路網の整備という視点に立たなければいけないと思いますので、そのあたりは、やはり国、あるいは県との間の調整というものが非常に大きなウエートを占めてくるのではないだろうか、こんなふうに思います。

また、長期的な視点に立ちましたときには、これからの瑞穂市の人口動態がどのように動いていくかということなんかも視点に置かなければならない。あるいは人口構造をどうとらえるかというようなことも考えなきゃならない。また、産業構造をどうとらえるかというようなことも非常に大事であると思います。現実問題といたしまして、私は、今日までのこの地域の産業構造の一つの変化を見てみましても、非常に大きな違いが出てきているなと思いますのは、戦後、工場誘致ということで積極的に誘致してまいりましたのが、振り返ってみますと紡績工場が中心でありました。現実、名古屋紡績さん、あるいは三興紡績さん、あるいは堀越紡績さん、そして西三甲と申し上げていますが、今、プラスチックの会社が前は紡績工場だったというのはだれも思っていないと思いますけれども、みんな紡績が中心での誘致が進んだわけでございますけれども、現在、もう既に操業しておる紡績工場は一つもございません。それだけ産業の形も変わりつつあるわけでございます。これからのこの地域をどんな形で魅力のあるものにしていくかということは一つの大きなテーマではないだろうか、こんなふうに思っております。

〔18番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 澤井幸一君。

18番（澤井幸一君） いろいろ御答弁をいただき、ありがとうございます。

私は、9月の定例会の代表質問の中で、身近な牛牧小学校の東門から出たところから、犀川堤外地のあの橋の問題等々もお尋ねをいたしまして、いろいろ御検討はされておられるかと、こんなふうに思いますが、下畑のあの堤防、昔の墨俣・牛牧線で県道でございます。今、橋はございませんが、どのような計画でされておるか、道路のアクセスですね。といいますのは、堤外地に実はアパートが建ち並ぶようになりました。そこに入居しておられるお子様、親さん方がお見えになりますが、将来、牛牧小学校に登校してくれるものと私は思っておりますので、宝江に回るか、祖父江に回るか。それよりも、この下畑のあの堤防から、潜り橋でも、また上の橋でも結構ですが、先般、私、そんなようなことを冒頭でお願いした記憶がございますが、今どのようにその点について計画をされておるかをお尋ねしておきたいと思います。よろしく

お願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今、犀川遊水池がもう使用収益が開始になりまして、御指摘のように家が建ち始めました。私の想定していたよりも非常にスピードが速いものですから、この対応に逆に私の方がついていけるかなあと、こんなふうに思っています。

今の下畑側との行き来の問題での御指摘でございますけれども、現実、牛牧小学校の収容力をどう考えるかというようなところまで結局考えておかないといけないんじゃないかと、こんなふうに思っております。

それで、今の区画整理の地域と下畑との犀川の横断につきましては、あの地域を水辺の学校として整備していこうということで国土交通省がいろいろと事業展開を検討していただいております。その計画の中の一環として、高水敷の右岸左岸を自由に行き来できるように1本の橋をかけていきたいというような構想で取り組んでいただいておりますので、1年に何日か出水時は通行不能になりますけれども、平時においては兩岸の交流というものがその橋を、利用していただけるようになるのではないかと考えております。

〔18番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 澤井幸一君。

18番（澤井幸一君） どうもありがとうございました。

市長の答弁の中で、まだまだソフト面の体制づくりには残された課題がたくさんあるということでございます。幸いにいたしまして、来年の4月の選挙におきまして市長は今度市長に出られるということで御答弁いただきましたので、もちろんすばらしい得票で当選をしていただきまして、ソフト面、そしてまた地域の活性化、そして6車線化、特にバイパス6車線化は、今の穂積の市役所から出たところから橋までは完成をして大変ドライバーに喜んでおっていただきますが、揖斐川の堤防まではどうしても早急に完成のめどをつけていただきたいということと同時に、このバイパスは国道でございますので国の予算がほとんどであろうと思っております。西濃の2区には棚橋代議士がおられます。また、3区には武藤代議士も若くて羽ばたいてくれると思っておりますが、この道路の6車線化もどうか強く要望していただきまして、早急に解決に臨んでいただきたい。

そしてまた、市長に申し上げますが、どうかこの近隣の市長のリーダーとして今後頑張ってください。私どもも一生懸命頑張りますので、よろしく願いいたします、代表質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 続きまして、日本共産党瑞穂市議員団、小寺徹君の発言を許します。

小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺徹でございます。

日本共産党を代表して、会派代表質問を行います。

まず第1点は、名古屋紡績穂積工場跡の跡地利用についてでございます。

商業施設が来るということをお聞きしております。その施設が来るに当たって、交通面、さらには環境面、また駅前の商店街との商業活動の点での調整の問題等について、質問をさせていただきます。質問は質問席で行わせていただきます。

名古屋紡績穂積工場跡に進出する企業について、ダイヤモンドシティが来るということをお聞きしておるんですが、それで間違いはないかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 調整監 中島隆二君。

調整監（中島隆二君） 今御質問のありました名古屋紡績跡地の開発計画について、お答えします。

現在進出を希望している企業として聞いておりますのは、東京に本社がございますダイヤモンドシティ株式会社でございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今の答弁では、希望をしているということで、来るよということを表明しているだけで、まだ具体的に事業計画を出して、こういうふうによって進出するというこの態度決定はまだしていないのかどうか。

事業計画の面で、跡地の面積がどれだけあって、店舗の面積はどれだけあって、どのような出店内容の事業をするのか、また駐車場の面積がどのくらいあって、何台くらいの駐車ができる施設にするのか、そういうようなはっきりした事業計画ができておるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 調整監 中島隆二君。

調整監（中島隆二君） 現在、名古屋紡績跡地の開発計画につきましては、現時点ではまだ正式な事業計画が出されておられませんので、詳細についてはこちらの方もまだわかっておりません。ただ、跡地等の面積につきましては把握しておりますので、公簿上では8万5,000平米ということをお聞きしております。その中の、今御質問のありました店舗面積、あるいは駐車場の台数等、これらにつきましては、まだ正式には伺っておりません。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） そうすると、これからの質問と関係して、まだ事業計画がはっきりしていないということですが、そういう商業施設が来るという想定のもとに、今後の市の対応をどうしていくかということで、ちょっと質問をしていきたいと思っております。

地元の皆さんは、商業施設が来ると。ダイヤモンドシティだということは大体知ってみえる

ようございまして、もしそれが来た場合に、あの近隣が交通渋滞にならへんのかどうか。交通の安全対策はどうなるのかという交通面で非常に心配をされております。そういう点で、もしそういう商業施設が来るということになった場合の交通対策というのは、どのような考えで施策されていくのか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 調整監 中島隆二君。

調整監（中島隆二君） まだ正式に事業計画が出ていないということですけど、事前には相談に来ております。その相談といいますのは、やはり現場といいますか、跡地のところを見ますと、道路も貧弱といいますか、21号からのアクセス、あるいは県道からのアクセス、東側には長良川、天王川ということで、地形的に非常に囲まれた土地ですので、どうやって車を入れるかということをお相談に来ておられます。市、県、国と事前協議を今している最中ですが、何分市としましては、市内へ車が入り込まないように十分配慮してほしいということ強く申し入れておまして、そのためにはどうしたらいいかというのを今開発業者の方でも一生懸命考えてもらっております。まず真っ先に解決しなければならない問題がその交通問題でございます。それに伴って、環境問題、当然騒音とか排気ガスとかいろいろございますので、そういうものにつきましても今後具体的に計画が提出されると思いますけれど、その中で、強くこちらの方に要望していきたいということで、現在まだ基本となる交通アクセスについての事前協議をそれぞれ関係機関で行っているという状況でございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 周辺道路は非常に狭くて、そういう商業施設が来て、乗り入れすると、交通の渋滞、また危険性が高まってくるということで心配されてみえるし、その辺について協議中で、乗り入れをどう規制するかということについての対応も申し入れて、検討してみえるということでございますので、ぜひその辺は、そこの住民の皆さんの安全と、交通渋滞に巻き込まれない、そういうようなことになるよう、ぜひ瑞穂市としての主張をしていただきたいと思いますし、また住民の皆さんからの意見もぜひ聞いていただいて、対応をお願いしたいと思います。

それともう一つは環境問題でございますが、現在工場取り壊しをしておる段階で、騒音の問題も何とかならんかという声も聞こえております。さらに、今後完成して、営業をしていくとなりますと、その環境がどうなるかということで、一つは営業時間の関係もあるわけです。最近では商業施設も非常に営業時間が長くて、24時間営業するところもありますし、いろいろ商業施設によって違いますが、深夜とか遅くまで営業するということになると、どうしても環境が悪くなる、影響するということがございまして、その辺の営業時間の問題なんかについては、一定の考え方が出ておるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 調整監 中島隆二君。

調整監（中島隆二君） この営業時間等の問題につきましても、現実にはどういう形になるか、まだ伺ってありませんが、ものとしては、今、木曾川町にもダイヤモンドシティのキリオという店舗がございますが、あそこと同じような形態になりますので、あそこを見ますと、営業時間は夜11ごろまでとかなっております。同じような形になるんじゃないかと想像はしております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 木曾川にダイヤモンドシティが出店されてみえるということはお聞きしておりますし、その営業時間は11時ということは初めて聞きましたけれども、もしそこと同じように11時ということになると大分環境が変わりますし、その11時がいいかどうかということも周りの住民の皆さんのいろいろな意見が出てくると思うわけですね。11時までの遅くまで営業するということが青少年の育成にとっていいかどうかということもあると思います。そういう点で、こういう営業時間、深夜まで営業されるということになると、青少年の育成に障害になってくるということをおもうわけですが、教育委員会の方は、そういう商業施設が来て遅くまで営業するということになると、青少年に対していいことないと思っておりますが、教育委員会はどうか考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 現在、そういった大きな商業施設がこの市内にあって、深夜子供が大勢たむろする、そういった形というのが現在ないわけですが、近隣にできました、そういった施設の状況を聞きますと、やはり地域の子供だけではなく、近隣の子供たちが集まってというような実態はあるようでございます。それだけに、各学校はその町内、市内に限らず、例えばうちの方でもそうでございますが、時々そういったところにも見回りに行って指導するというようなことも実際ございます。いずれにしましても、そういった施設が来た場合には、生徒指導という立場から、今度は私たち教育委員会としてのきちとした対応の方向、そういったものは当然踏まえなければならないというふうに思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 教育委員会としても、青少年の育成に対して好ましくないという考えであるということで、その対応をしていかなければならんということですが、その前に、そういうことにならない状況、環境をつくるというのが市としての最大の役目だと思います。そういう点で、深夜の営業はやめてほしいというような方向で、市として、もしダイヤモンドシティだとダイヤモンドシティに要望するというような考えはありますか、お尋

ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 調整監 中島隆二君。

調整監（中島隆二君） 今回聞いております計画につきましては、大規模店舗でございますので、大規模店舗立地法という法律に基づきまして県の方へ届けが出される。今後そういう予定でございます。その中でも、住民に対しての説明会とか、こういうのが義務づけられておりますので、その中できちんと要望を承りまして、また対応していきたいと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 住民の要望を聞いて反映させていきたいということですが、それはぜひひとつやっていただきたいと思います。そういう声が出てくると思います。

もう一つ、環境の面で、今、名古屋紡のグラウンドの周りに桜がたくさんありまして、シーズンになりますと花見もやられるわけでございますが、ちょっとお聞きしますと、あの桜はぜひ残していくべきじゃないかという意見も聞いておるわけでございます。事業計画を立てる場合に、瑞穂市の環境という面から、ぜひひとつ残してほしいと。そういうことで施設計画をつくってほしいというような声を企業の方へ要望するというようなことはできるのかどうか、またするつもりはあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 調整監 中島隆二君。

調整監（中島隆二君） この桜のことにしましては、地元からの声も届いておりますし、それから名古屋紡績さんの方にも届いております。どのような形にすればいいかは、まだ正式には当然聞いておりませんけれど、配慮をするようなことで、配慮といってもどのような形になるかということですが、そういう声は届けておりますので、また今後の対応の中で話し合っていきたいと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 声は届いておるということで、そういうことを配慮する方向で今検討されておるということですから、ぜひひとつそういう方向で検討して、実現するようにお願いをしたいと思います。

次に、商店街との関係ですけれども、その企業が進出することによって、いろいろ物を売るときに競合することが出てくると思います。特に近くには穂積駅の駅前商店街がございまして、そこで商売をやってみえる方たちの営業にも大きく影響してくる可能性が出てくると思うわけでありまして。そういう点で、駅前の商店街の皆さんの営業を守り、さらに進出企業との関係で共存共栄できる、そういう施策をとっていく必要があるのではないかと思います。そういう中で、法律的には小売商業調整特別措置法、略称小商調と言われる法律があって、そこでいろいろ

る調整したり、あっせんしたりというようなことができる法的な制度があるわけでございます。まだ事業内容がはっきりしないということですから、どういう商売に影響するかということがこの段階では言えませんけれど、今後具体的に明らかになってくる中で、その企業がいろいろ出店する内容によって、もし商店街の皆さんが、こういうのはちょっと問題じゃないか、自分の営業に大きく問題が出てくるというようなことで声が出てきた場合に、この法律を活用して調整していく、そういうことが私はできると思うんですけれども、市として、そのような対応をどう考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 調整監 中島隆二君。

調整監（中島隆二君） 今御指摘のありました小売商業調整特別措置法の中身を見ますと、対象となる団体が限られておりまして、すべての小売業の方に適用されるというような条項にはなっておりませんので、現在まだこの法律を活用して小売業の安定を図るというようなことは考えておりませんが、それと並行しましてといいますか、大店立地法の方でも、目的の第1条の中に、大規模小売店舗を設置するものには、その施設の配置及び運営方法について適正な配置がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とするということで、この法律の中でも地域との円滑なる状態を保つということはどうもなっておりますので、その中でもきちっと対応していきたいと思っておりますが、いずれにしても、まだ正式に出ていない段階では、まだ法律の適用ということは想定はしておりません。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） この法律によりますと、小売業なら小売業の団体が県に申請をして、そして県が調査をして、その調査の結果、どう影響するかということで、いろいろあっせんしたり調整したりする。調整の中では、出店の時期を延期したり縮小したりというようなことまで勧告できるようなことになるわけですね。そういう点で、商店街の皆さんが何しろ申告しなければならぬのですけれども、そういう点ではまた、商工会とか商店街とか、いろいろな小売の組合があると思うんです。そういう方たちに、こういう制度がありますよということをお知らせし、もし影響するようになった場合はそれを活用していくということが必要だと思うんです。まあ、来たで、何もできせんもんでしょうがないわということで、手を上げて、バンザイしちゃって、営業がだんだん廃っていつてしまっ、シャッターを閉めてしまうというようなことにならないように、こういうような制度があつて話し合いもできるし、調停もできるというようなこともしていく必要があると思うんです。そういう点では、商工会等にもいろいろな情報を流して、制度を活用するような方向にぜひしていただきたいと思うんですが、その辺はどう考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 調整監 中島隆二君。

調整監（中島隆二君） 当然のことながら、地元でやっておられる小売業の方に悪影響を与えないような形で、市としてもきちんと対応していきたいと思いますが、この法律で、こちらでもちょっと調べましたところ、中小小売業団体という扱いの方なんですけど、これを厳密に調べますと、やはり今のところ酒類販売だけでございまして、あとのところは該当しないということがちょっとこちらの調べた結果なんですけれども、そういう意味では、この法律は限定されておりますので、それをもう少し幅広い形で全体的に事前にきちっと対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 私はそこまで限定がそんなに厳しいということをちょっと知りませんでしたので、お米屋さんもあるし、いろいろありますので、そういうようなことで、お米屋さんなら米穀組合が申請すれば、すぐできるのかなと思っておったんですが、それはまた勉強しながら活用の方法も検討していただきたいと思ひます。

次に、このような計画が地元の皆さんに内容をよく知っていただいて、理解と納得の上でこういう企業が進出し、事業を展開していくということが必要だと思ひますが、地元の説明会というのはいつの時点でやられるのか。先ほどの説明ですと、県へ事業計画を出してから、それから地元の皆さんに説明してどうのこうのというような説明があったんですが、そうすると、今からスケジュールを考えると、いつの時点で地元説明会をやられるという計画になるのか、お尋ねしたいと思ひます。

議長（藤橋礼治君） 調整監 中島隆二君。

調整監（中島隆二君） 正式な説明会につきましては、大店立地法で県に届けが出された時点から2ヵ月間の間に行うということになっておりますので、その間で地元説明会を開催することになります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） そうすると、今の計画では、ずうっと相談、下打ち合わせをされてみえらと思うんですが、いつにその計画書を提出して、店舗が開店するのはいつというようなことにスケジュールが決まっているのかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

議長（藤橋礼治君） 調整監 中島隆二君。

調整監（中島隆二君） 先ほども申しましたように、基本となる交通アクセス、どのように来店して、どのように店を出るかという車の流れというのをきちんと計画しないとこの大店立地法の届け出はできませんので、そういう意味では、その計画がまだ検討中ということで、いつ

出されるのか、そういうスケジュール等のことについても不明でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 検討中で、まだ出店の時期はわからないということですが、最後に、この企業が進出して、営業するまでにはいろいろな住民の皆さんの懸念とか、そういうものがありまして、いろんな要望もまた説明会等をやると出てくると思うんですね。そういうのを協議して、重要な事項については文書で協定を結んでいくということも約束事項として必要な点が出てくると思うんですが、住民の皆さんの強い要望で、そういうことで合意した場合、協定書を結んでいくというようなことは考えてみえるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 調整監 中島隆二君。

調整監（中島隆二君） 今、御指摘のありました協定書の件につきましては、現在のところ、まだ考えておりませんが、交通対策、環境対策など、地域住民の生活に大きくかかわる案件、重要な案件につきましては市としても適切に協議していく所存でございますので、その状況の中においてはそういう検討もあり得ると思いますが、今のところは考えておりません。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） ぜひひとつ重要な問題については文書で交わして、約束事項は明確にしていくということで、今後対処してほしいということを要望しておきます。

それでは次に、2点目の質問の通学路の安全対策についてお尋ねをいたします。

中小学校の校下で、生徒が下校中に横断歩道で交通事故に遭って死亡されるという事故が11月18日にございました。この事故の一番の原因は何であったか。また、この事故の現場の状況からいって、事故をなくすための安全対策上の問題点はなかったのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問にお答えをいたします。

御指摘がございました事故は、幅員12メートルの2車線の県道美江寺・西結線と市道の交差点でございました。荒川地域の子供たちが通学路といたしまして毎日利用する交差点で発生をしたわけでございます。当日、交差点付近に大型の車両が停車をしていたということから、加害者側のドライバーと、そして横断歩道を渡っていた児童の双方がお互いに発見がおくれたことが原因ではなかったかというふうに推測をいたしております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） その事故現場にどのような交通安全施設、対策がしてあれば、事故は回避できたというようなことは考えられますかどうか、その辺はどう思ってみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） 現場を見る限りにおきましては、この場所は非常に見通しのよい場所でございます、このような見通しのよいところでこのような悲惨な事故が発生したということは非常に残念であるというふうに思っております。常日ごろから保護者の方が絶えず付き添って擁護していただいておりますにもかかわらずということでございますので、非常に残念であった事故というふうに考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 私もあそこはよく通るわけですがけれども、子供の通学路の標識もございませんけれども、横断歩道のすぐのところであって、前方からあそこが横断歩道だというのが気づくのはなかなか難しいような気がします。そういう点では、横断歩道やで気をつけなあかんあということ、通学路があるよということを気をつけなあかんあということをもっと手前の方で事前にわかるような方向での表示というのはひとつ検討する必要があるんじゃないかなということを私は感じたということが一つと、それから、中小学校のPTAの会長さんが、この事故に当たっているいろいろ書いてみえまして、最後の方に、交差点に点滅信号の設置を要望していきたいということを書いておみえになるわけですがけれども、具体的にPTAの方からそういう要望があったかどうか。また、点滅信号という要望があれば、県の公安委員会なんかに要望して、設置の方向で動いていく、そういう努力をされる気持ちがあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘の件と、そして事故の後の対策について、もう少し述べさせていただきます。

事故の後に、現場におきまして、道路管理者でございます岐阜建設事務所、そして北方警察署、そして当市の交通安全担当課の三者で、現場において、事故の反省点を含めて対策会議を行っております。その中で、横断歩道の前後30メートルぐらいカラー舗装を行うとか、そして、御指摘ございました標識の、オーバーハング式といいまして、もっと見やすく、大きくすると。そして、自発光式のびょうを交差点の中に打つとか、通称キャッツアイというふうに言っておりますけれども、そういったびょうを設置するとか、そして待避場所の設置、施設面の関係でございますけれども、そういったことの整備、そして、ソフト面におきましては、緊急の交通安全教室の実施、もっと子供たちに交通安全教育の徹底を図るというような対策の検討がなさ

れております。

それで、御指摘がございました点滅信号の設置ということもお聞きをいたしておりますけれども、これも私の方で検討させていただきますけれども、これも今すぐというわけにはまいりませんので、お話は聞いておるとのことだけでとどめさせていただきます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 現場の事故の状況を検討されて、安全対策も検討されておるということで、カラー舗装によって早くわかるようにするとか、標識を大きくする。びょうというのは、だだだっどと自動車が揺れて振動を感じさせる、ああいうびょうのことを言ってみえると思うんですが、そういうことを検討されたということは、いつ実施されるのか、そこら辺は。検討しただけで、いつそういうことをやるかどうかというのは決まっていらないんですか。早くやってもらふ必要があると思うんですが、そこら辺はどうですか。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） 道路管理者が県でございますので、県の方へ現在要望しておると。北方警察署からもそういった助言をいただいておりますので、県の方へ早急にその手配をしていただけるように改めて要望してまいりたいと思います。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） ぜひひとつ安全対策を早くやっていただくようお願いをしたいと思います。

それで、通学路において事故が起きたわけですが、通学路の安全点検というのを前からやってみえると思うし、この機会に再度危険箇所等の点検をし、改善策を見つけるというようなことは、教育委員会の方でそういうことをやられてみえるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井君。

教育長（今井恭博君） 今回の事故は、教育委員会としても本当に大変残念で、また申しわけない事故であったというふうに思っております。

交通安全にかかわりましては、今話題になっておりますハード面といいますが、そういったことの対策と同時に、学校の立場からいいますと、道路歩行中はすべて交通事故の危険があるんだといった立場に立っての交通安全教育がやはり大事なことだというふうに思っております。通学路をより安全な通学路で選択をするということも常に意識をするわけでございますが、その一方で、どの通学路をとっても、やはり危険は必ずある。そういった点での子供の交通安全

意識の指導、そういったことにかかわりまして、学校でも交通安全教室の開催、あるいは実際に付き添い指導、また集団で登下校する、そういった仕組み、また地域の方々に御協力いただいた仕組み、そういったものもすべて絡めながらという立場で取り組んでおりますし、今回の事故にかかわりまして、改めて各学校に交通安全、通学路の安全点検にかかわって、ずっと付き添いで見直しのあるところはありませんかということをお願いをして実施をしてもらったところでございます。そんな中で、具体的に出てきたハード面のことで申しますと、通学路であるという表示をつけたらどうかといったものも一、二今いただいておりますので、これはまた担当の部とも相談をしていきたいと、そんなふうにいるところでございます。

なお、事故のありました中小でございますが、今現在は集団下校、下校時も集団でということで、時間を合わせながら一緒に帰ると。ポイントになるところは、当番をつくって職員が付き添いで指導しているといった姿でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 以前からやられてみえるし、今回もやられて、まだ一、二ということでございますけれども、ぜひひとつ、特にPTAの役員の方々と先生と一緒に通学路を点検して、掌握し、安全かどうかを確認すると。そういう中で、危険を感じたところの安全対策を交通安全の担当課へ要望していくということが必要だと思うわけでございます。ぜひひとつ、把握の面と、それを実現するための交通安全対策の対応というのが出てくると思うんですが、それで、教育委員会から通学路の安全対策について、いろいろな要望が出た場合、交通安全対策課の総務部はどのような対応をされるのか、お尋ねしたいと思います。

ただいまの標識のことだったら、すっと対応はできるんじゃないかと思うんですが、そういうようなことは即対応していただけるのかどうか、お尋ねしたい。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、道路標識といいますのは、要望があったから即というわけにはまいりません。公安委員会とも協議をして、そこに立てることが適正であるかどうかということも協議してから設置するということになりますので、もちろん道路管理の担当課である都市整備部の方とも十分協議をいたしまして、そういったことを公安委員会にも協議をいたしまして、そして設置するということになると思います。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） それでは、この点検をしっかりとやっていただいて、要望され、担当課の方で迅速に安全対策がとれるように、ぜひひとつよろしくお尋ねしたいと思います。

質問の3点目に入りたいと思います。

職員の勤務評定の問題についての質問ですけれども、勤務評定は今までやられておったんですが、今年度からその勤務評定の結果が給料にもろに反映をしていくという制度になってきました。職員をA、B、C、D、Eという5ランクに勤務評定をするということになっておるわけですけれども、まずこの評価は何月の時点で評価をされるのか、お尋ねしたいと思います。議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） では、小寺議員の御質問にお答えします。

今、御指摘されましたように、職員の勤務成績及び職員の遂行能力を公正に評価するという事で、瑞穂市の勤務職員勤務評定の改正を10月10日にさせていただきました。それに基づいて、勤務の基準日でございますが、毎年3月1日及び9月1日を基準日としております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） それで、5ランクに評価をされるということで、5ランクの評価の基準、Aの方はどういう人をAにするのか、Bの方はどういう人をするのかという一定の基準があると思うんですが、その評価の基準はどのような基準でされるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 5段階の評価につきましては、先ほど小寺議員さん言われたとおり、A、B、C、D、Eの5段階で、それぞれ勤務成績が極めて良好な方がA、特に良好であるのがB、良好であるがC、やや良好でないという方がDで、良好でない方がEということで、5段階評価をします。

それらの評価の基準につきましては、管理者、一般職・技能職、保育士というふうに分けて3分類に分けて評価をさせていただきます。まず管理者につきましては、評価の基準が51項目あります。255満点で、それぞれA、B、C、D、Eに分けて評価させていただきます。そして一般職・技能労働者につきましても52項目ということで、これも5段階のA、B、C、D、Eでございます。保育士・教諭につきましては51項目で、それぞれこれも5段階で区分して評価をさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 例えばAというのは極めて良好な勤務成績ということで評価をされるということですが、非常に抽象的なんですけれども、その極めていい人を職員の中から選考する場合に、全部極めてよかったら全部Aをつけるのか、要するに一定の枠があって、Aというのは職員の中の1割、Bというの2割というふうな、学校の通信簿で相対評価というんですか、

そのような評価でこれをやられるのか、そこはどうなっておるのか、お尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） ただいま言われたような相対評価じゃなくて、絶対評価で評価していきます。絶対的評価で評価させていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 絶対的評価というのは、要するに極めていい人が一人もいなかったらつけないということですか。Cというのが普通ですけれども、Cの人ばかりだったら、全部Cになることもあり得ると、そういうふうに理解していいですか。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 小寺議員言われるとおり、いい人がたくさんおれば、みんなAばかりですし、悪い人ばかりですと、みんなEばかりとか、平均ではCが標準の基準点で評価させていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） それで、評価の項目が52、一般職の場合あるということをおっしゃったけれども、その52というのは、ずうっと項目があって、評価される側の職員の人も、こんなように評価されておるといふ項目は職員に周知されてみえるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 一応職員につきましては、デスクネットのメール方式で全員に瑞穂市職員の勤務評定の規程をすべての職員にメールで公表しております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） その中で、ある職員の方から、こんなことがいいかどうかということでお尋ねがあったんですけども、要するに職員の方が、地元の自治会活動とか消防団の活動とか、いろいろな地域の活動に参加しておるかどうかが、そのことによって評価も違うというようなことがある。そういうことも評価の基準のこの52項目の中に入っておるかどうかが、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） ちょっと言い方は申しわけないですけど、一応協調性ということで、他の部門にも積極的に参加するということがありますので、そこで評価させていただいております。

〔「もう一度」の声あり〕

市長公室長（広瀬幸四郎君） 協調性という欄がありまして、その中で、他の部門に対して積極的に参加するということがありますので、そちらの方で評価しております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 自治会活動へ参加しておる人は協調性があって、評価が高いと。しておらん人は低いということに評価がなるわけですか。自治会活動というのは、地域によっては順番のところもあるし、いろいろあるわけでしょう。そういうことが本当に評価の対象になるのかどうか。また、それが職員の職務との関係でどうかという点で私もちょっと疑問に思っておるんですけども、それは人間性ですね。要するにそういうことで地域の活動をやるというのは、人間性として、私はやってもらう人はいいなあということをおもうんですけども、それが勤務の評価と関係あるのかどうかということになると、それはちょっと疑問に思っておりますけれども、そういうことを入れるということは、50項目というのは市単独でつくられた項目か、どこかマニュアルがあって、こういう項目をつくってみえるのか、その辺はどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 一応いろいろな文献を探しまして、公務員に合う方法ということで考えておりますし、協調性につきましても、朝、我々、交通当番なんか立ちますので、それも協調性の中ということで考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 私は、この勤務評定がされて、それが直接給料にも反映をしていくということが以前の条例の改正の中で出てきまして、そのときには、このような勤務評定については反対の立場を表明したわけであります。公務員というのは、要するに市民のために働くわけですから、全体の市民に奉仕をするということも地方自治法の中では明確になっておるわけであります。そういう点で、この勤務評定がよくなることによって給料に影響するということになると、その職員の目が職制に向いてしまって、仕事をだれのためにやっておるか。課長や部長のためにやって、いい顔をするというような方向に向いていく懸念もあるし、さらに市民のためにいい提言、自分の提言もなかなかしにくくなってしまうと、そういうような懸念を持っておるわけであります。そういう点で、勤務評定の制度はありますけれども、あまり職員を差別することなく、全体をCで全部評価すると。給料はみんな同じに上がっていくというような方向で、制度はあるけれども、活用はそういうふうにしていくということで、ぜひひとつ運用してほしいということを要望いたしまして、質問は終わります。

議長（藤橋礼治君） それでは、ここで議事の都合によりまして暫時休憩します。10分間の休憩をとります。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時44分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。続きまして、民主党瑞穂会、松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） おはようございます。議席番号12番、民主党の松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可を受けましたので、民主党瑞穂会を代表して、1点について質問を行います。

現在、単一メディアで子供連絡網をやっておられますが、私の考えは、多くのメディアを使った子供連絡網についての質問をさせていただきます。

質問については議席の方で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、多メディアを利用した子供緊急連絡網について、質問をさせていただきます。

現在、子供を犯罪から守るために、政府はもちろんのことですが、各自治体や各種団体等が積極的に各取り組みを実施されているところであります。また、不審者から守るため、子供たちの登下校時、あるいは地域内で遊んでいる場合等において、地域のボランティア、あるいはPTA、また瑞穂市青少年育成市民会議などが毎日、あるいは定期的に年数回、声かけやあいさつ運動の日を設定していただき、子供たちを見守っているところであり、大変感謝するところでございます。したがって、交通事故や犯罪がかなり減少傾向にあるのではないかとこのように思われるところでもあります。

しかしながら、目の届かないところでの凶悪な事件が全国各地で発生しているのが実情であります。2001年6月には、大阪府池田市のある小学校で児童が8人殺害されたということでございますし、記憶に新しいところであります。それ以降、毎年小学生や児童が殺害されております。また、ことしの5月17日、秋田県の小さな町ですが、人口約4,400名の本当に小さな町の中で、小学1年生の児童が、保護者2人と同級生7人の集団下校時、保護者と別れ、自宅までわずか七、八十メートル、時間でいいまして1分前後ですね。そういった中で子供が行方不明となり、その結果、殺害されたという痛ましい事件が発生しております。

将来を担う子供たちがいつ事件に巻き込まれてもおかしくない状況下にあるというふうに考えます。このような凶悪な事件が発生したため、政府は、平成15年12月には青少年育成施策大綱及び犯罪に強い社会の実現のための行動計画を策定しております。また、平成17年12月には、犯罪から子供を守るための対策としてすべての地域における情報共有対策の緊急立ち上げ、ま

た今年の5月には、子供安全・安心加速プランとして、子供の安全に関する効果的な情報共有の推進をしてきておりますが、毎年のように、政府から子供の安全に関する件について施策を打ち出してきております。

当瑞穂市としても、教育委員会、あるいは学校、地域、警察と協力をしながら、各施策を行っていただいているところであるというふうに思われますが、現在までに取り組んできた施策について、あるいはその協力団体、そういった方々のやっていただきましたことについて、その成果というものがあつたのかということをもまず1点お伺いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 子供の安全・安心ということについての御質問でございますけれど、地域における子供の安全にかかわる問題というのは、これだけやったからそれでよいというものではないというふうに思っておりますが、このことにかかわりましては、今、議員もおっしゃっていただきましたようにさまざまな施策を行ってきたところでございます。基本的にはこの方向を一層充実するというのが一番の私たちのスタンスになるというふうに考えております。

松野議員御指摘の政府が子供を犯罪から守るための施策というのは、多分平成17年12月20日の犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議で出されたものではないかと思えます。具体的には6項目ございます。1. 全通学路の緊急点検、2. すべての学校における防犯教室の緊急開催、3. すべての地域における情報共有体制の緊急立ち上げ、4. 学校安全ボランティアの充実、5. 路線バスを活用した通学路の安全確保、6. 国民、市民と言った方がいいですかね、市民に対する協力の呼びかけ、こういった6点でございますが、この6点の中で、路線バスを活用した通学路の安全確保だけは本市としては実施をしていないわけですが、他の項目については積極的に取り組んできたところでございます。

まず、PTAや教職員による通学路等の定期的な点検、また通学時等の付き添い指導、また地域の方の協力ということにかかわりまして、地域安全サポーターチームが現在各小学校に構成されております。去年は26団体、たしか議会でもそう御答弁したと思えますが、今年度はそれがまた増加をしまして、現在は30団体の方々子供たちの安全のために活躍をいただいております。延べにしますと約3,300名を超える方に今お力添えをいただいているということでございます。

また、今年度から警察官OBをスクールガードリーダーとして委嘱をしまして、地域安全ボランティアやPTAの方々に安全にかかわる研修会でいろいろ指導をいただいたり、また月曜日から金曜日まで児童・生徒の下校時の巡回をいただいている。また、不審者が出たといった情報があつた場合は、その地点を重点的に巡回をいただいていると。そんな仕組みもつくったところでございます。

ちなみに、今年度、12月13日現在の市内での不審者が出たという情報でございますが、25件でございます。昨年度、年間でうちがつかんでいたのは12件でございますが、今年度はちょっと件数が多い。また、それだけ情報が今掌握できるようになったということも言えるかもしれませんが、そういった状況でございます。

それから、穂積小学校区には子供緊急通報装置、これは平成14年でございますけれど、7カ所設置。何か起きた場合には北方警察署に直接緊急連絡が入るといった仕組み。それから、牛牧小学校区には緊急通報装置、サイレンでございますが、これを3カ所設置。16年だったと思います。加えまして、本年度、不審者情報を素早く保護者に情報提供するために、市から各小・中学校の単位PTAに対して、5万円を上限として携帯等を使った緊急情報の配信事業の補助金を設けました。既に実施をしている学校は8校になりました。今年度中に実施を予定している学校があと1校。それで、今年度は試験運転中で、来年度から本格実施をするという学校が1校です。次年度にはどの学校にも携帯等を使った、そういった仕組みができるという状況になってまいりました。

それから、うちは中学校区が三つあるわけでございますが、中学校区ごとに地域学校安全サポーター、先ほど申し上げました幾つかの団体があるわけでございますが、さまざまな消耗品等が必要になっておりますので、それにかかわりまして、その経費を予算計上したといった取り組みもしてきたところでございます。

いずれにしましても、これは教育委員会、学校のみならず、地域全体、そういった方のお力添えをいただきながら、一面からいえば、先ほどの質問でもありました交通安全、そしてさまざまな犯罪被害から子供たちを守っていく、そういったことのお力添えをいただきながら、歩んできているということで、そういった点では非常に教育委員会としても感謝を申し上げたいと思っております。

なお、青少年育成市民会議の方で3部会というのが昨年度から設定をされまして、この3部会の活動が今まさに動き出したというところでございます。これは、市民の方々の具体的な活動の中で青少年健全育成を目指していこうということで、三つの部会が地域安全の日を、今度1月15日だったと思いますが、これを予定されて、今その広報もしておるところでございますし、あいさつ運動というような形で、大勢の方に参加をしていただく。さまざまなおところから、その力添えもいただいていると。そんな姿の中で、こういった子供の安全・安心にかかわる取り組みをしておるという状況でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 教育長さんの方から、今までの取り組み、あるいは今後のお話もされておりますが、いろんな施策をやっていただいておりますが、やはり子供を安全・安心なま

ちの中で育てていくには、行政はリーダーシップをとっていただかなだめですが、やはり地域の協力がなくてはならないということでございます。瑞穂市というのは、県下でも有数の交通事故、あるいは軽犯罪というのが多いところでございますので、どの政策についてもとてもよいことございますが、今後さらに市民を巻き込んだ取り組みを入れていかなければならないというふうに思っております。

昨年から瑞穂市青少年育成審議会が立ち上げられたわけですが、この部会の中には、各地域の代表と申しますか、自治会長、自治体、あるいは子ども会、社会教育推進員、いろいろなメンバーが入っておりますので、子供に関する安全については、いろんなボランティア、今、30団体あるんですが、ばらばらにやらなくて、市民会議というのは非常に大きな組織ですので、そういったところがリーダーシップをとって、その中での情報交換等をしながらやっていただいたらどうかというふうに思うんですが、そのようなお考えはあるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 先ほど申しましたように、現在、30団体のお力添えをいただいているということでございます。率直に申し上げまして、これは非常に瑞穂市流と言った方がいいかと思いますが、各学校それぞれに特色と申しますか、そういったものがございまして。すなわちこのことにかかわって、多分一番最初の立ち上げは13年度くらいで、ある学校を中心に立ち上げていった。それが2年、3年の中で、それこそ行政の方から積極的に、つくってください。その段取りをこちらでしますという形ではなしに、それぞれの学校の中から立ち上がって行って、今まさに自分たちの活動として、各組織が非常に自主的な活動をしておったださる。そういったことに対して、先ほど申しましたように、行政として、ああしてください、こうしてくださいということではなしに、ある側面、例えばジャンパーが要るとか、あるいは腕章が要りますよといった面での御要望みたいなものに私たちはこたえていく。そういった中で、まさに瑞穂市流の独自の活発な動きみたいなものを裏からお願いしていききたいと。そんな立場です。ですから、引き続きその姿勢でいききたいと。ただ、各学校単位においては、学校とのかかわりの中で非常に連絡調整みたいなものをよくとってやっておりますので、そういった姿みたいなものを私は大事にしていききたい。ただ、一番ポイントになることは、先ほど申しましたように、いかに子供に安全な生活をさせるかという視点でございますので、その立場から教育委員会はしっかりと見詰めていききたいというふうに思っております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 次に、緊急連絡と申しますか、そういった件についてお伺いしたいと思っております。

これは瑞穂市立小・中学校管理規則の第36条にあるわけですが、事故や災害時に備え、教職員、あるいは児童・生徒及び保護者に即時連絡ができるよう、あらかじめ緊急連絡簿を作成し、必要の都度、整備をしておかなければならないというふうになっておりますが、この連絡簿は、緊急別といたしますか、あるいは災害別、そういったふうに作成されているのか。また、この名簿というのは全市統一されたものかということです。

その名簿については、やっぱり個人情報問題もございますので、保管、あるいは管理、こういったものは教育委員会、あるいは学校長、そこら辺がどうなっているかということです。ということは、以前に子供たちの児童名簿といったものがPTA等に情報提供されていたという経緯があったということですので、昨年から個人情報保護法が適用されておりますので、このような情報漏洩というのはないというふうに思いますが、そこら辺もあわせて確認をしたいということです。よろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 4点の質問であったかと思えます。

1点目の緊急連絡網にかかわってでございますが、まずお答えをする前に簡単に、緊急連絡網はすべての学校で一応持っております。緊急連絡網の形態は学校ごとによってそれぞれ違います。PTAの組織を利用したものであったり、あるいは子ども会の組織を利用したものであったり、さまざまな形でございます。御質問の1点目、緊急連絡網は緊急別か、災害別かということでございますが、これは両方の機能を果たすものとして考えております。

それから2点目の、名簿は校下別か、全市統一かということでございますが、これは市としては統一はしておりません。各学校によって異なっております。

3点目、管理・保管は教育委員会か、学校長か。今申し上げましたように、学校によって異なっておりますので、管理は学校でございます。

それから情報漏洩はないか、そのあたりの確認はということでございますけれど、御指摘のように、現在は個人情報保護にかかわって非常に慎重な対応が必要な状況でございます。そういった点で、この緊急連絡網の管理につきましては、保護者に直接手渡しをしたり、あるいは記載に関して保護者の了解を得たり、あるいは文書で渡しますけれど、文書も必要最小限のところにお配りをするといった配慮をしておるところでございます。

ただ、実はこの個人情報にかかわりましては、この名簿の問題だけではなく、すべての個人情報の管理にかかわりまして、平成16年度末に、学校にはさまざまな個人情報がございましたので、それにかかわってのマニュアルを一応各学校ごとにつくってもらいました。もちろん一番もとになるものは教育委員会の方で示して、各学校でそのマニュアルに従っての個人情報管理ということを今お願いしておるところでございます。例えば学校において、この情報はどこに保管するのか、だれが管理するのか。また、仮に外へ持ち出す場合の留意点等はどのよう

となのかと。基本的にはそういったものを学校外には持ち出さないということの基本にしてください。ただ、こういったことにかかわりまして、家庭で仕事をするというのが、実質教員の仕事内容には随分ありますので、そういったときの留意事項等もすべてマニュアルにした形で管理をしておるといってございませう。これについては、非常に私たちも学校も神経を使いながら対応しておるといってございませう。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 1点ちょっと確認したいんですが、情報の連絡の中で、PTAの方でもお世話になるというような話を聞きましたんですが、これ間違いはないですか。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 結局保護者の連絡網ということ考えたときに、PTAという言い方はちょっと語弊がありましたかね。いわゆる保護者から保護者へといった点で、例えばPTAの学級委員さんのところへ連絡が行き、それからという、そういった意味合いでPTAの組織も活用させていただいているという意味合いでございませう。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 緊急連絡簿についてはかなり整備がされていると。きちんとやっているという回答でございませうので、その連絡簿を使用して緊急連絡をしていただいておりますが、その手段としては、電話連絡といえますか、電話での体制だということですか。それは音声になるわけですが、その連絡には、今のお話の中に、担任の先生から、例えばPTAの役員の方に連絡されるということございませうので、連絡が一番最後まで行くには、やはり1時間から2時間近くかかるのではないかとこのように思うわけですが。電話での連絡といえますと、情報の正確性が担保されていないというふうに見受けられるということございませう。また、現在は生活パターンといえますか、様式が多様化しておる中で、共働き、あるいはパート等で昼間の時間帯というのは特に留守がちだということございませう。そういった方たちへの緊急連絡というのは、先ほどお話にありましたように文書で必要最小限やっているということございませうが、留守がちのところですね。子供が文書を持ってうちへ帰ったときに初めて緊急連絡ということがわかるんですが、本当はそれ以前に皆さんに周知をするのが必要ではないかと思うんですが、私は文書だけでいいかなあと疑問になるんですが、よろしいでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 緊急連絡の中身が何であるかということが一つ大きなポイントに当然なっております。また、その緊急度ということも当然。ですから、家庭、あるいは保護者に連絡をする、その仕組みとして緊急連絡網の形で整備はしてありますよと。、ただ、どのような

形で家庭に連絡をするかという方法にかかわりましては、緊急連絡網を使うという場合もあれば、ほかの方法をとるということもある、それは内容的なこと、あるいは緊急度に応じて。ですから、すべてを緊急連絡網で使っておるということではございませんが、基本的には保護者、親への伝達方法としましては、これはもう御承知のとおりでございますが、一つは文書による方法がございます。子供たちに手渡しをして、家庭へ持って行ってもらう。それから、緊急連絡網とは別に、直接学校から保護者の、例えば職場なり家庭なりに連絡をするという場合もございます。また、両親不在の場合には、家族の方、例えばおじいちゃん・おばあちゃん等の連絡先も教えておっていただいて、そこに連絡するという方法も扱っております。また、実際、家庭訪問をして、足を運んで伝達をするということも結構ある中身でございます。それに加えて、先ほどの中にもちょっと出てまいりましたが、携帯メールによる仕組みというものが今8校で立ち上がってきたということを申しました。それによる伝達の方法といったもの、すなわち一つの方法だけですべてに行き渡るといことはなかなか難しい。ですから、こういったものをお互いに幾つかを使いながら、補完し合って伝達をしていくといった体制でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） メールの話が出ましたが、各自治体や団体の情報の共有の仕組みとして、不審者情報を携帯電話でメール配信サービスを行っていただいて、当瑞穂市もPTAに5万円でしたか、そういったお金を一部費用負担して、その業務をゆだねているというふうに思われます。ここでいいます不審者情報なんですが、不審者の判断はどこで行っているかということ。要は司法を通してくればいいんですが、メールに加入されている方のただの情報でやっているのか。そこら辺を伺いたいということと、メールの配信サービスに加入している状況、それから、今までに配信された件数、それから、何らかの関係で、このサービスに入ってみえて、職場内等で電源を切るというふうなこともあるかと思いますが、そういった方たちへの連絡というんですか、そういったものはどのようにされているかということをお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） これも4点の質問であったかと思いますが、まず不審者であるという判断ということですが、実質不審者情報が入ってくる場所というのは、まず多くの子供の場合にはやっぱり学校へ入ってまいります。それから教育委員会へ入ってくることもございます。警察へ入ることもございます。その情報が入ってきたときに、まずは入ってきたところが、これは、当然多くの人に知っていただかなくてはいかん情報なのかということ、当然入ってきたところでまず判断をします。その後、大体の手順としては、本巣地区は従来からそういった

情報を共有し合うという仕組みがつくってございます、旧本巢郡下で。そこには、生徒指導にかかわる担当校がございまして。そこへその情報を入れます。そこから、今度は各学校全部に配信がされます。ある学校に入った情報が、それを介してすべての学校にこの情報がまず流れるという仕組みが一つございます。

それから、今度は市内のことで申し上げますと、当然私たちのところ、教育委員会へもその情報は入ってまいります。市内で申しますと、市の連合PTA会長さんのところに必ず情報を入れます。多くの場合、そこでまた判断をしていただいて、これは各PTA会長に連絡した方がいいものかということで、そこからまた手配をして、各PTA会長さんに流れるという仕組みが一つございます。

それから、市の青少年育成推進指導員、これは県の方で任命されている方、市内にはお二人お見えになりますが、そこにその情報を流します。必要に応じて、今度は青少年育成推進員の方に連絡をしてくださるといった仕組みもございまして。それから教育委員のところにも教育委員会の方から連絡を入れます。それから、多分ほとんど全部だと思っておりますが、文教常任委員長さんのところにもその情報は入っていくという仕組みをつくっておるところでございます。

あくまでもそれは、まず第一は、御質問のあれからいけば、だれが判断するかということ、まずそれを受けた者がそれを判断し、今度はそれをもらった人が、これはどこまで周知する必要があるかという判断をするといった仕組みになっておることでございます。

それから今度は携帯メールの加入状況ということについてでございますが、昨年度から動き始めて、今年度で8校になったという言い方を先ほど申し上げましたけれど、小学校での携帯メールでの配信システムへの加入の状況でございますが、多いところは90%を超えております。一番少ないところが75%、ただ小学校1校、今年度取り組んでおるところがございまして、7校中の6校は75%から92%ぐらいの間でこの中に参加をしておっていただきます。中学校の方は、1校は今年度試行中で、これはまだデータがございませぬが、中学校2校のうち1校は81%、それからもう1校が50%と、今そういった数字になっております。ですから、この仕組みで100%網羅できるということではございませぬ。そういった点で、これは4点目の質問の方の答えになりますが、当然この仕組みにも限界がある。ですから、先ほど申し上げたようなほかの方法で補完をしていくということをして常に考えて対応しているということでございます。

それから、3点目の質問の配信件数についてでございますが、これは率直に申し上げて、各学校によって異なります。といいますのは、どういう形で契約をしているかというのは、各学校によって違います。例えば学校の学校だよりまで発信できるような仕組みで取り組んでおるところもございまして。送付する内容量が多くなれば、当然契約する金額も高くなりますし、不審者情報、そういった緊急的なもののみを発信するという契約をしているところもございまして。そういった点では各学校によって発信件数というのは全く違いますよということと、先ほど申

し上げましたように今年度25件の不審者情報があったわけですが、今度、学校の方でもそれを判断いたします。ですから、この情報はやっぱりこの仕組みに乗せて連絡しなくちゃならないものかどうかの判断をしますので、そういった点でも、やっぱり発信件数というのは各学校によって違っているということでございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 細かく御答弁いただきましたが、不審者の判断はゆだねているということですが、例えば地域の中で見知らぬ人といいますか、我々が子供たちに声をかけたときに、それが不審者情報ということになったときに、非常にプライバシーの問題ですね。ですから、やはりよくここは判断していただいて、警察等に御相談をされるのが当然だと思うんですが、そういったようなお考えはないでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 先ほど申し上げたように、一応今年度26件の中身でございますが、私のところへもそれが回ってまいります。見ますけれど、本当に好意で声をかけた人が不審者といった扱いになったなと思えるような件数はほとんどない。そういった点では、その時々判断というものがあるというふうに思っております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） メールによります緊急連絡というのは、非常にスピードアップということで利点大きいわけでございます。

最後の質問になるわけですが、正確な情報を関係者に迅速、かつ公平に伝達することで、子供たちの安全、保護者の安心をサポートといったシステムがあるわけですが、現在行われている連絡網は、単一メディアといいますか、私の思いは、多くのメディアを取り入れて、伝えられない人をつくらないために、そういったメディアを取り入れるお考えはあるのか。その理由は、現在携帯電話の所有率は96%近くであり、連絡手段としては携帯メールを希望するという方が83%近くということで、非常に多いわけですね。また、固定電話の所有率は98%、そのうち、そういった緊急連絡を希望される方は40%。そのほかに、ファクス等もついておるわけですが、ファクスが約74%の方が所有をしているということで、24%の方が緊急用の連絡手段というふうに希望されておるということです。そこで、最も多い携帯メールでも83%の希望者であり、そのうち緊急連絡等で不出の場合があるわけですが、不出が20%から30%ということで多く、単一メディアではなく、すべての人に伝え切れないのが実情であるというふうに思っています。

そこで提案するのは、緊急連絡の配信先ですね。これは第1番目に携帯メールというふうに

して登録をしていただいて、次に2番目に固定電話、あるいは3番目にファクスというふうに順番に流れるシステムがあって、すべての人に連絡が行くというふうになっておりますので、そういったシステムを今後ぜひとも取り入れていただきたいというふうなことを思うわけですが、お考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） やっぱり連絡したいことが確実に相手に届くというのが一番の基本になります。率直に申し上げて、携帯メールという中身が入ってくる以前から、どういう形でそれを伝達していくかということについては、先ほど来申し上げておりますように、一つの方法だけで網羅できるとは考えていない。ですから、さまざまに第1の連絡先、第2の連絡先も教えておっていただいたり、あるいはその仕組みを使ったりという、多メディアとはいいいませんが、幾つかの方法を踏まえながら、そこに今度新たに携帯によるメールという仕組みが入ってきたと。言ってみれば、従来の伝達方法が拡大されたというふうに私は思っております。ただ、携帯メールに参加してくださる方が80何%あったにしても、要は入れても開いてくださるかくださらないかが実は一番のポイントになるわけです。ですから、そういったことについての周知といえますか、そういったことが入っておる場合がありますので見てくださいよと。ですから、一つの方法だけですべてがうまくいくというふうには考えておりません。ですから、議員御指摘のように、やはり幾つかの方法というものを当然学校としても位置づけているし、またこれからもその立場で踏まえていきたいと、そう考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 第1に、携帯が1番に準備したと言いましたんですが、例えばお母さん方に第1に行って、2番目に近くにいるおじいさん、おばあさんといいますが、そういった方のところに流れていくと。それから3番目にお父さん等の職場、あるいはお店ですと、お客さんがいたときに出れないということで、お店のファクスに入れるというように、順番に追っかけて、全部緊急連絡するというようなシステムを今後とも、各自治体取り入れておりますので、瑞穂市も行政がリーダーシップをとっていただいて、PTAに依存するんじゃなくて、やはり子供が安心・安全なまちで過ごしていくためには、行政が率先してやっていかなければならないというふうに思っていますので、今後とも御検討願いたいと思います。よろしく願います。以上で終わります。

議長（藤橋礼治君） 続きまして、改革、堀孝正君の発言を許します。

堀孝正君。

8番（堀 孝正君） 議席番号8番 堀でございます。

会派改革を代表させていただきます、質問をさせていただきます。

2点、質問させていただきます。

まず第1点目でございますが、消防の単独運営から岐阜市への全面委託に方針転換をされました。その経緯、経過について、いろいろと質問をさせていただきます。

私は、この瑞穂市が単独運営をすることには最後まで反対でありました。総合防災の観点から、いわゆる1995年（平成7年）に起きました阪神・淡路の大震災を見ますと、まさに消防も広域化をしないといけない、そういう考えから、私は本巢消防事務組合か、または岐阜市への委託がよいということを思っていました。そこで、その最終結果の議論が議会の中でなされました。昨年、最終的には単独運営と決定をされたわけでございます。

そのような中におきまして、ことしの1月18日に総務省の消防庁が組織体制を10万人規模から30万人規模に広域化すべきと新聞発表され、そして本年の7月12日、広域化に関する基本指針、消防庁の告示第33号で市町村の広域化の規模、おおむね30万人を一つの目標にするという告知がされ、以来、私も議会の中におきまして、本当に瑞穂市、これでいいのかということをお問自答しながら、また、ついさきの9月の議会におきまして、消防の単独運営について一般質問をさせていただきました。いろいろ質問、確認をさせていただきました中におきまして、その時点では単独運営でいくんだという強い姿勢が見られたわけでございます。

ところが、2ヵ月有余の間に、まだ単独でいくと言われた舌も乾かないうちに、このことを議会に諮らず、要するにこんな大事な、将来の瑞穂市の消防の体制でございます。本来でございましたら、やはり議会に、いろいろ考えたら、もっと広域化がいいということに結局はなったということでまず相談をして、そして岐阜市さんの方へ、正・副議長、執行部と一緒にお願いに行かれ、そしてから新聞発表される。こういうのが本当のルールではないか。それが、全く私どもは寝耳に水でございます。議会は———でございまして、一方的に行かれまして、新聞を見て、気がついたというようなことでございます。

これは、はっきり申し上げまして議会軽視も甚だしいと私は思うわけでございます。まずこのことについて市長の御答弁を聞き、順次質問させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 先ほど澤井議員のお尋ねのときにも申し上げましたように、私どもの消防のあり方については三つの選択肢があるということをお知らせしたはずでございます。その選択肢の中で、いろんな状況を検討し、いろいろと議論する中で、単独でいかなるを得ないという状況であるということをお話を申し上げました。そのときにも、議会の皆様方からも、岐阜市へもう一度お願いしてみたらどうだろうかというお話があったと思います。私どもはそういう意向も踏まえながら、また単独でやる場合の弱点というものも検討しながら、先ほど申し上げましたように、せめて通信指令業務だけでもお願いできないだろうかということで折衝をし

後刻取り消し発言あり

てまいりました。その折衝の過程の中で、そういう部分委託でなくて、全面委託も検討してみてもいいんじゃないだろうかという御意向がございましたので、その方向もひとつ御検討をお願いしたいということで申し上げたわけございまして、議会軽視とおっしゃいますけれども、基本的に議会もそうあるべきだと。そういう方向に持っていきたいという御意向というものは、単独の決断をする段階におきましても非常に強い御要望があったということから、この方向については十分に御理解いただけているものというふうに考えて、やってきたわけでございます。

それからもう1点つけ加えさせていただきますと、これにつきまして、岐阜市へ最終的にお願いに行きますときには、議会からも代表の方ということで、当日は、議長様が入院中でしたので、副議長さんに同行していただきまして、一緒にお願ひに行っております。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） 市長の御答弁はそういう答弁ですが、私は、最終的にはもともと広域化ということをおっしゃった人間ですから、決して反対するわけでも何でもありませんが、やはり私、まだ本当に2ヵ月前の9月に質問したばかりなんですね。それで、単独でいく。これは市長が単独でいきたいから、議会に認めてくれ、どっちなんだという、そういったこともいろいろ確認しましたら、私がお願ひをしましたというふうであります。そんな中で、方針転換するのに全く諮らず、前のあれがそういう空気であったから、それで行ったんだという、一方的な自分の考え方があります。2ヵ月前にあれだけのことを言われた。それで、一方的に行って、新聞を見て私どもは気がついた。ですから、私は議会軽視だと言っておるんです。私、全面委託に反対しておるんじゃないんですよ。そこら辺の考え方が間違っておるということを言いたいんです。市長はいろんなことがありまして、絶対に自分の間違い、申しわけなかったということは絶対に言われません。けれども、やはりまさに議会軽視以外の何物でもないと思っておるわけでございます。

いずれにしても、この消防、現在は本巢消防の方へ1億4,222万、岐阜市の方、中署の方へお願いしておられますが、2億9,000万、合わせて4億3,522万でございます。これが、今回単独でということでしたから、単独になりますと、職員体制も現在は49人ですが、それが70名以上になるということで、予算も4億3,500万が約6億から7億になる。まず1億5,000万から2億円ぐらいの予算もかかってくるわけでございます。そういう大事な、本当に財政の効率化、いろんなことを考えますとあれでございますが、市民がより一層安全で安心な、高度な安全対策に取り組むということになれば、市民の皆さんが安心・安全の充実が進展するんでしたら、私は市民にもそのことをお話し申し上げて理解を求めるとということで、広域化の岐阜市に委託することはあれであります。やはりこの経緯について、いかにも一方的なことでありますから、私は申し上げたまででございます。何といたしましても市民の安全・安

心というのは大事でございます。いつ、どんな大きな災害が起きるかわかりません。備えに備えて、万全の対策を今後講じるようにしていただきたいと思います。これはさらっと触れさせていただきました。

第2点目でございますが、12月1日の本12月定例会におきます提案説明の中で、市長は来年の市長選挙の出馬表明をされました。これまで、松野市長は、穂積町長選等におきまして出馬表明というものは選挙間際に表明をされていたようでございますが、今回は早々と出馬表明をされました。その意気込みは何か、その所信をお尋ねしてまいりたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 私は、町長時代には出馬表明ということは改めてしていない。それが、なぜ今度は早々としたかというお話でございますけれども、町長として、任務でやらせていただいていますときは、一番初めから私はまちづくりに対する基本的な考え方というものは既に申し上げておるわけでございますので、その方向について皆さん方からいろいろとどうであったかということで御判断をいただくというのが選挙だという認識に立ってきておりましたので、改めて出馬表明とか、そういうことをしてこなかったわけでございます。

今回は、私がなぜあえて事前にこういうことを申し上げましたかということ、巢南と穂積の合併という問題について皆さんがどのように考えておられるかということ、その問題につきまして、やはりしっかりと議論していただきたい。また、私なりの考え方も申し上げて、まちづくりというのはどうあるべきかということもいろいろと考えていただきたい。そのためにはできるだけ早く自分の考え方を表明させていただいた方がいいだろうと、こういう意味で判断したわけでございます。ですから、置かれている状況が違うということで御理解をいただきたいと、このように思います。それで、むしろ私はこれを機会に、私がどうという問題よりも、瑞穂市がどうあるべきかということを皆さんがいろんな形で議論していただければ非常にありがたいと思います。私は私なりの考え方をまたはっきりと御説明申し上げていきたいと思っております。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） 表明の中におきまして、振り返ってみると、先ほど澤井幸一君の質問の中にもございました。耐震補強とか給食センター、消防など、ハード面の整備はほぼめどがついたと思いますと表明をされておりました。公園や下水道の環境整備はどうですか。このことについて、ちょっと伺いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 私が所信表明のときに、ほぼめどがついたということを申し上げましたのは、合併に関連して、早急に整備しなければならない事項についての対応というのはほぼめ

どがついたということで申し上げております。まちづくりというのは、やはりまちが存在する限り、永久に努力しなければならぬ課題だと思っておりますので、これでまちづくりが完了したという意味では申し上げておりませんので、そのあたりは舌足らずであったとすればおわび申し上げますが、そういう意味でございますので御理解いただきたいと思います。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 8 番 堀孝正君。

8 番（堀 孝正君） この瑞穂市は、特に旧穂積町におきましては、全町が都市計画区域に入っております。また、市街化区域と調整区域、市街化区域が多い地域でございます。生津地区におきましては、区画整理によりまして公園等の整備もされております。でございますが、本田、牛牧、穂積、下穂積、こういった地域におきましては、私が見た限りでは、公園等の整備がされていないように見受けます。

私は、16年の6月議会、この市議会初めての選挙の後の議会におきまして、一般質問で取り上げました。物の豊かさから心の豊かさが求められる時代であります。緑豊かな住環境が求められて、この市内を見渡すと、公園や広場がない地区がある。特に本田、十九条、牛牧、下穂積地区であります。これから20年、30年先にそのまちにどれだけ緑が多いかによって、そのまちの評価がされる時代が来ると申し上げました。当然市街化区域でございますから、総面積の2%から3%の公園緑地が必要でございます。こうした公園緑地のハード事業は何も手がけてございません。もうこれで、今、合併してからというふうにお逃げになりましたが、ハード面でめどがついたと言えるでありませんか。他の市町村では相当こういった公園も整備されております。こういったことについて、ひとつお答えをいただきたい。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 環境問題の整備ということは、地域の皆さんの協力というものを大きくいただかないと実現が非常にしにくい仕事であるというか、事業であるということをまず初めに申し上げておきます。

なぜ、こういうことを申し上げるかということ、生津地区は整備されているのに、ほかの地区は残っているじゃないかという御指摘があるから、あえて申し上げるんです。要するに生津地区は、区画整理事業で20数%の減歩を了解して、積極的に展開されました。その中で公園ができ上がっていったのであります。それで、ほかの地区のことは申し上げませんが、そういう形での体制がとれなかったところが現在こうなっているじゃないかということでございますので、その残った地域に対してどう対応していくかということは、やはり地域の皆さんがどうお考えになるかということも考えながらやっていかなければいけないと思います。決して私は環境の問題を軽視しているわけじゃありません。現在、瑞穂市がっております中でも、河川関係の土地というものは約20%の面積があるわけでございますが、まずそのあたりは個々の方

々の権利とか、そういうものと関連がないということで、まず河川のこの20%の用地をいかに公園化し、整備していくかということに私はそれなりのウエートを置いて、それなりに努力してきておるつもりでございます。その場合でも、3号地といえども私有権のある地域もございます。そういう地域につきましても、私どもはいろんな形で、こういう形でやったらどうだろうかということもそれぞれの地域に対して御提案申し上げております。しかし、その形に乗っていただけないという大変ですけども、乗るだけの体制が整わないということで、現在もそのまま留保されている地域も出ておるわけございまして、決して、御指摘のように、公園の整備だとか環境問題というものを軽視しているわけじゃございません。今申し上げましたように、地域の皆さんの全面的な御協力をいただかないことにはこういう問題も進まないんだということだけははっきり申し上げておきたいと思えます。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） 生津の問題が出ました。これは、本当にこの地域の先人の皆さん方の格別の御努力で区画整理事業でできました。すばらしい。本来都市計画でございますと、区画整理事業でまちづくりをやって、そして、そこに家が建ってくる、そういうのが本来の姿でございます。この地域の皆さん方の本当にすばらしいあれでこういったあれができておることに敬意を表したいと思えます。

そこで、今、市長は、地域の皆さんがということであります。私、先ほども申し上げました。他の市町村はある程度バランスよくそういうものをとらえております。ところが、先ほど言いました本田とか牛牧、十九条、そして下穂積等々、こういったところ、地域の皆さんもそういう気持ちは持っておるんだけど、はっきり申し上げましてバランス的に行政が取り組まないと、地域の皆さんからのあれではなかなかできない。こういう基本的なことはやはり市として取り組んでいかななくてはいけない。そういうあれが全くできておらんのではないか。そのことを私は申し上げておるわけでございます。

市長は、地域の皆さんがそういうあれがない、地域の皆さんがと、常に地域の皆さんが出てきますけど、やはり市の中でバランスよくこういったところの区画整理ができるということになれば、バランスよく公園等々の環境整備をするべき。それがなされておらん。そういうことの中において、ハード面のめどがついたとおっしゃっておりますので、私はこういった質問をさせていただいておるところでありますので、どうかひとつそのことについて私が質問しておることを御理解いただきたいと思えます。

それでは、もう一つ、下水道事業は、生活文化のバロメーター、下水道の整備がされていないようなまちは都市という資格がないとまで言われます。この下水道事業、一番緊急、重要なハード事業であります。市長、めどがついておりますか、お尋ねをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 下水につきましては、私は前から申し上げておりますように基本的な考え方は変わっておりません。端的なことを申し上げまして、現在の供用開始、要するにそれぞれの工区を設定してやっていきますが、それぞれの工区の維持費が大体とんとんになったところで、次の工区に手を出すというのが私の基本的な考え方でございます。それで、今の下水道の使用料金というのは、加入率が85%ぐらいで大体ペイするだろうというところのラインで料金は設定させていただいております。ですから、そのあたりのめどがつけば、それなりに次の工区の検討というものができるとは思いますけれども、その基本的な考え方でありまして、下水道を整備しないということは申し上げておらないつもりでございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） 平成4年、5年度におきまして、岐阜県は岐阜圏域すべての総下水道化構想を策定されまして、下水道に着手をしていない町村が実はよーいドンで着手をしたわけですね。以来、今、18年でございますから、14年でございます。岐阜県の汚水処理整備が79.4%まで進みました。国の平均は80.9%であります。この瑞穂市は、合併浄化槽を含めても、まだ37.7%。岐阜県の平成4年の平均の数値なんですね。21市の中では断トツに最下位。まさに、今申し上げました平成4年の県平均のレベルが瑞穂市です。よーいドンでかかったにもかかわらず、ここだけがこんなにおくれてしまった。このことをどのように受けとめておられますか、お答えをいただきたい。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 私は、県が言ったからやらなきゃならないとか、そういう筋合いのものじゃないと思います。下水道の整備というのはあくまでも環境整備だということで、下水道を引くのが目的じゃなくて、これは手段だと思っております。ですから、今の御指摘の問題につきましては、私はその数字には必ずしもこだわってはおりません。

それで、下水道の整備という問題につきましては、先ほどお答え申し上げましたような基本的な考え方で進めていくべきだと思っております。要するに財政を無視してまでの事業展開は考えておりません。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） 今、市長は絶対に自分がおくれておることを認めなくて、うまくお逃げになっています。そして、財政がということです。どこも瑞穂市の財政と比較して、他の市町村の財政、瑞穂市があればしたら他の町村なんかすぐにつぶれてしまうような状況であると思います。そんなことを私どものあれで言ってもらっても、私らと違うんですから、いいかげん

なこと、全くおけているということは事実なんです。37.7%、合併浄化槽も含めてですよ。市長も、先ほど町長と市長含めて約13年、その中で、はっきり申し上げまして別府のコミュニティ・プラント一つだけなんです。到底考えられんことです。

実は、この平成の合併によりまして、中央集権から地方分権の時代、まさに町と町の、そして市と市の地域間競争の時代だということは市長もよく御存じでございます。私は、この穂積町と合併したら、下水道事業も旧巢南町はより早くできるだろうと期待して、合併を推進してまいりました。それがどうでしょう。旧穂積町がコミュニティ・プラント方式によって七つの処理場を建設し、整備するということ。それが先ほど言いましたように、まだ一つしかされていないんです。それが85%つないたら、次に行く。とても考えられんことなんです。全国の市町村、今、合併前 3,232市町村ございました。それが今 1,819市町村でございますが、そんな市町村は、本当に私、調べましても一つもございません。都市計画の中で、市街化が多い中で、コミュニティ・プラントは3分の1の補助金しかつかないので、強制力もない、そんなあれで七つの処理場をつくれれば、今、維持費維持費とおっしゃいましたが、この管理をするだけの維持費、建物を建てて管理する。この維持費といったら莫大なんです。それを、一つやっただけでとんざしてしまって、次に進めない。巢南も、西が終わったら中をやることになっておるんです。それもできない。まさに大きな、市長、はっきり申し上げて大失政です、私に言わせたら。こんなもの、岐阜県内のいろんな方にお話ししたって、どうなという話ですよ。議会にうまくお話をされませぬけど、こんなところないんです、はっきり言って。だから、私、申し上げておるわけでございます。私は特別なことをやれというんじゃないんですよ。どこの市町村もやっている環境整備がこれだけおけてしまった。この瑞穂市の中には1級河川が16本ある。大きい河川を除くと13本であります。この水質を調べてください。全く汚れておりますよ。先ほど市長は親水公園とか言われました。水をきれいにしなくて、なぜ親水公園ですか。まず水をきれいにしなくてはいけない。我々が汚したんですから、我々がきれいな、昔のような水の流れるような川にして、次の世代にバトンタッチする。それが下水道事業じゃないですか。それを、自分の失敗を棚に上げて、うまく逃げられる。これは本当に市民をだましておることになるんですよ、私に言わせたら。私はあまり多くは語りません。幾ら私が言いましても、市長はうまく逃げられるだけです。

今、給食センターとか別府の保育園の建設計画、先般、入札をなさいました。ところが、二つとも不調に終わったというんです。6億とか10億のそういう建物、今定例会の最後に出てくるか、それとも12月臨時会でやられるか、どういうふうで議会の方に契約締結の承認を求めてみえるかわかりませんが、この20名の議員さんでどういう格好の建物で、どのぐらいの大きさや、わかってみえる人がここの中に何人お見えになるでしょう。やはり入札をかける前に、計画した段階で、このぐらいの建物です。このぐらいの大きさです。格好はこんなふうです。こ

のくらいのことを議会に全協を通して説明をして、そしてなさるべき。それが、入札が決まったら、議会に議決してくださいよといって、いきなり出てくる。何にも見ておらん。どんな格好とも、どんな大きさともわからん。議会に————を押せとっておるのと一緒なんです。こういうやり方なんです。二元代表であります議会の機能、こういうものを果たしておらん。まさに無視をされておる。だから、今の下水道でもこういう結果が出るんです。幾らうまく言われても、岐阜県でここだけです。川はたくさんあって、川をきれいにするといったら、使命感があるじゃないですか、行政に。それが、こんなおくれちゃって、合併浄化槽を含めても37.7%。よそは公共下水道で全部やっています。その数字も御存じでしょう。そうしておいて、うまく市民とか、そういうものがつながらないとかなんだからあれだ。こんなところがどこにありますでしょうか。私は次期も皆さんの御理解がいただければと、こういったふうでやっておられます。本当の話がこういった問題、やはり反省すべきは反省して言われるならですが、全くそういうことはなしで、市民が悪いんだ、つなぐのが悪いで、だからできん。返してみたら、そういうことなんです。こういった問題について、市長、二元代表の議会の権能について、どうですか、こういう市長のやられ方というのは。ちょっと伺いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今のお話について、私は首長としての職務は忠実に実行しておるつもりでございます。自治法の138条の2にもこういうことが書いてあります。条例、予算、その他、議会の議決に基づく事務及び法令、あるいは施行令とか、その他の規則に基づく事務をみずからの判断と責任において誠実に管理し、及び執行する義務を有する。これが首長の責任でございます。私は、そういういろんなことで決定された事項につきまして、その目的を歪曲した形での事務の執行というものはしていない。それなりに、みずからの判断と責任において私は実行しておるということだけ申し上げておきます。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） 今、市長は、みずからの判断と責任において、そして議会の議決を経て、まさにそのとおりでございまして、議会の議決を経る。だから、私、いつも言うのは、二元代表である議会が最終決定するんだから、しっかりせなあかんということを言っておるんですけども、その機能がなかなか果たしておらんのが実態ではないかと思うわけでございます。

市長と幾ら議論しておってもかみ合いませんし、私はあれでございます。実は私は元来、親の代から松野会の会員でございます。そんな中でずうっとおつき合いをさせていただいたところでございます。町長としましても、平成6年から13年まで約7年間、松野町長さんとはおつき合いさせていただきましたし、そして、こうやって議会に出させてもらって約10年ぐらいのおつき合い。私、その間、松野町長には敬意も表しておりました。私は、ちょうど3年半

後刻取り消し発言あり

前の県議会の選挙におきましても、急遽松野会からの要請もございまして、本巣郡の幹事長も受けまして、この県議会の選挙を40日にわたって支援をまいりました。そして、3年半前の市長選挙におきましても、この瑞穂市の当初のリーダーは松野さんと、私は町長時代の付き合いの姿を見ておりましたので、そういうことでしてきたところでございますが、私、この瑞穂市の議会に入りまして、中身を見ましたら、全く私の想像していたのと意に反していた。本当に議会に議決のときだけで、間の中間的な相談、そしてから議論があまりなされておられません。私の経験からいきまして、またいろんな首長のお話も聞いての、私は今お話をしておるわけで、やはり議会とは両輪のごとく、お互いに切磋琢磨するということで、いろいろ相談かけて、最もいい形にして事業を遂行していく、こういうことがどこもされている。それが、私、この中に入って、そうでないことがよくわかった。議会がこの程度でありますから、職員の執行部のいろんな事業について、まず私の想像したところで、本当の相談、どうや、おまえたちはどう思うか。どんどんと意見を出せよといったあれをなされておらないと思います。

〔発言する者あり〕

8番（堀 孝正君） 黙って聞いていなさい。大事な話ししておるんですよ。

本当に私は今まで松野市長を信じてまいりました。この2年半の流れ、私が議会に入りましたこの流れを見ておまして、こんな方だったのかと本当に残念に思っておるところでございます。私は、今回の来年の市長選挙、はっきり申し上げまして支持ができません。やはり対抗馬を立てて、市民にこのことをくまなく御報告申し上げて、本当の意味での新市瑞穂市の建設をしなくては市民がかわいそうだ。よそ並みのことができていない。そのことを私は市民に訴えて、対抗的なあれを選んでいきたい、そのように思っております。私はもう御答弁はいただきません。以上のことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

議長（藤橋礼治君） これで、議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。

午後1時30分から再開をいたします。

休憩 午後0時11分

再開 午後1時30分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

翔の会、篠田徹君の発言を許します。

篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 2番、翔の会所属、篠田徹でございます。

議長に発言の許可をいただきましたので、会派を代表して質問をさせていただきます。

翔の会は、今回、2点の質問をさせていただきます。1点目は今後の瑞穂市の方向性について、2点目は安全・安心まちづくりについてを質問させていただきます。

質問席の方に移らせていただきます。

松野市長が市政に携わって4年の任期もあと残すところわずかとなりました。定例会の所信表明で次期市長選への出馬を表明されましたので、今後の抱負をお尋ねいたします。

市長は、この4年間、市民と行政、市民と市民との地域コミュニティの構築に常々努められてまいりました。地方分権が推進される中、効率を求めることに重点を置いた行政改革が進められることにより、人と人とのつながりが少なくなり、コミュニティがより希薄になることを大変懸念されてまいりました。さきに平成19年度の予算編成の方針も発表され、瑞穂市の主要事業である本田コミュニティセンター、別府保育所、給食センターの統合による瑞穂市給食センターなどの新設、さらに南小学校の改築、瑞穂市消防署の建設、穂積中学校の改築が間近に控えております。

また、財政的には、税制改革により3兆円の税源移譲がなされ、瑞穂市においては住民税の増収が見込まれるものと思います。しかし、それに伴い国庫負担金、地方交付税の減額が予想されます。その中で、平成19年度の一般財源は75億円を見込まれており、歳出も経費の削減を強かに推進されますが、平成18年度、平成19年度には、先ほど申し上げた事業が控えており、合併特例債で60億円前後の発行が予想されております。これにより、将来の公債費に占める割合が急激に高くなり、その負担は重くのしかかるものと思われる。

地方の制度も、国の中央集権型から地方分権型を目指して大きく変わりつつあります。行政改革の推進で、国から地方、地方から市民、さらに民間でできることは民間でと、今までは公共部門において官で行われてきたことが、指定管理者制度、PFI制度の導入、さらに市場化テストなどを通じて民間競争が生まれ、官から民へと、民間に任されていく方向での改革が潮流となってきております。まちづくりの主役は市民であり、民の活用ではないでしょうか。市民が参加することにより、今までの中央主権型の上から下への改革ではなく、下からの改革、すなわちボトムアップによる行政が行われなくてはなりません。

議会内会派翔の会は、市民の参加、市民と協働してまちづくりを進めることがこれから最も重要なことであると確信いたしております。今回の議会にも提案されておりますように、地方自治法の改正により、平成19年度4月から、助役、収入役が副市長、会計管理者へと変わります。しかし、呼び名は変わっても、内容が伴わなければ意味がありません。これからの行政は、民間的発想に立って考え方を変えなくてはなりません。官が行うべき仕事、それと民間に任せることにより、よりよいサービスの向上が図られる仕事というように、業務の見直しも必要でしょう。そして、市民の皆様も、自己決定、自己責任、自己負担の中で、それぞれが変わらなければなりません。その結果、今まで国の統一された施策、お任せ施策、客観的施策ではなく、地域が求め、地域に合ったサービスが実行されていくものと思います。

市長におかれては、今回の地方自治法の改正を機会に、民間発想型の組織の改革も一考だと思っております。是は是、非は非という考え方のもとで、公がやるべき姿を見直して、地方公共団体

も変革の潮流の中で、これからの地方分権や地方主権型市民協働のまちづくり体制について、さらに将来に向けた瑞穂市の体制をどのように改革すべきか、市長選の出馬表明をされた市長に将来の抱負をお尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 篠田議員の、これからのまちづくりをどう考えておるかという御質問に対して、お答えさせていただきます。

やはりまちは、そのまちに住む人たちの努力、協力によって初めてできるものだという事を思っております。そういう点で、むしろそういう方たちの力をおかりしやすいといいですか、発揮していただきやすい環境を整備していくということが一番大きなテーマではないでしょうか。私は、そういう意味で、一番ポイントに置くのは地域コミュニティの構築、これが最大のポイントになると思います。その地域コミュニティ、よりよいコミュニティをつかっていくためには、ハード面の整備も必要でありましょうし、また人と人との触れ合い、かかわり合いというようなものをつかっていくようなシステムというか、そういうものをつくり上げていくのも重要だと、こんなふうに思います。

地域のそういう意味でのいろんな交流とか、そういうものがしやすいようにとか、住みやすいようにということではいろんな施策というものが考えられますけれども、現在の段階におきまして、私は非常に使いやすい制度だなということで、この制度をできるだけいろんな施策の中に取り込んでいきたいと考えておりますのがまちづくり交付金制度であります。これは大体40%補助があります。そして、残りの60%がそれを計画した各市町の財源ということになりますが、この中で、今、合併によって認められております特例債が使えますので、そのあたりをうまく運用していくことによって、かなりのウエートで財政負担を軽くしながら、まちづくりを進めていくことができるかと思っております。

現在、この交付金制度について、既に動かしておりますのが駅周辺の整備であります。この整備計画の中では、別府保育所の用地の買収、あるいはあそこの地下道が現在階段になっていきますけれども、あれを坂にしてバリアフリー化していくというような形とか、今日既に作業に入っております楽修館の南側の道路の歩道の整備というようなことで、一つ一つ積み重ねていっておるといような形で、駅周辺の整備にこの交付金制度をまず一つ使っておるといことです。

現在企画しております、これを来年度あたりからできれば使っていきたいと思っておりますのが中央地区でありまして、牛牧、本田、このあたりを中心にした企画でございます。これにつきましては、いろいろな点で、まだ地域の皆さんに御相談を申し上げなければならないことが多々ございますので、細かい点までは非常に触れにくいんですけれども、その中でも、私自身として特に目玉になるのかなあと思っておりますのは、牛牧小学校から真東へ五六川を横断

していく橋をかける。これは、要するに歩行者とか弱者専用で、大型車両が通るといような橋じゃないんですけれども、プロムナードとしての橋をかけるといような計画を考えておると。そしてまた、野田地区におきましては、下水路整備、水路整備といようなものも企画の中に入れておるといようなことで、この制度をフルにまちづくりの中で整備していき、それによって交流が深まるように、また地域の安全が高まるようにといふふうに使っていきたい、やっていききたいなど、こんなことも考えております。

いずれにいたしましても、いろんなことが考えられますけれども、一番大切なことは、まちの財政を維持していくことだと思っております。現実の問題として、先ほども堀議員の質疑の中にも財政の問題という意味が含まれておったかと思えますけれども、うちは財政力が非常にあるといことを言いますけれども、逆に申し上げますと、現在、瑞穂市の歳入は人口1人当たりで見ますと27万4,000円、岐阜県内の42市町村の中で40位でございます。そして歳出は26万円、やはりこれも岐阜市町村の中で40位でございます。だから、そういう意味で、入る方も少ないかもしれないけれども、使う方も、何といいますか、ちまちまとやっているといことで、結局財政バランスがとれていて今日の姿があるといことでございまして、やはり歳入の状況といものを十分に見ながら、財政を健全な形で運営していかなければいけないと考えております。

現実の問題として、一例として申し上げますと、先般も新聞にちょっと出ておりました夕張市のケースなんかですと、再建団体になった場合に、保育料の値上げが1人当たり10何万円上がると。こんな大変なことではやっていけないといようなことをおっしゃっていた。

それじゃあ瑞穂市の状況はどうだろうといいまして、端的なことを申し上げまして、厚生労働省の設定しております基準までの保育料をちょうだいするとしますと、現在いただいております保育料を約14万円値上げしなければその線には到達しません。といことは、その差額分は結局すべてまちの財源で賄っておるといことでございまして、いろんな形で、それなりに財政の運営といものを考えながら、バランスを考えながら物事を進めていく。ですから、将来の展望としてといことで、まとめてといつか、簡単に申し上げますれば、私は、地域コミュニティの力をどうやってつけていくかといことをポイントにいろいろな点を考えていく。ただし、その場合に、バックとして財政バランスは絶えず配慮しながら進めていくといことが将来の物の考え方ではないかと、このように考えております。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 今、市長がおっしゃられました財政バランスを考えながら地域コミュニティを構築していく。本当に重要なことではないかなあといふふうに思っております。しかし、市民の望みは、要望はどこにあるのかをよくよく聞いていただいて、本当に望んでみえる

もの、真にあすの輝ける瑞穂市をつくれるものを実行していくにはどのようにしたらいいのか、市民協働参画の中に、この市内においては、素晴らしいお力を、考え方を持った人が多く見えます。そのような人々をいかにうちに取り込んで、意見を拝聴しながら、ともに築くまちづくりが大事ではないかと思っております。

今、私の手元に日本経済新聞の11月24日の切り抜きがございます。ここに「自治体の財政悪化がとまらず」という記事の切り抜きがございますが、やはりここで一番悪化の原因となっておるものが市民病院であったり、下水道の整備であったり、いろんな部分であったという反省が述べられております。しかし、先ほど堀議員が質問なされたように、下水道の完備というのは重要なものではないかと思われま。それにつきましても、穂積町の第4次総合計画の折には、アンケートの結果を見ますと、最上位トップではなかったかと思いますが、瑞穂市になってからのアンケートにおいては、下水の建設を望むというのが大きなウエートは占めていない。これはどこにあるのか。ややもすると、我々議会議員が住民皆さんへのアピールが、意見の拝聴が下手だったゆえではないかとも考えられます。とするのであれば、一人でも多くの意見を聞きながら、市長に、先ほど自治法を引用されて言われましたように、適切なる執行をもってお願いいたしたく、この質問を終わらせていただきます。

次に2点目に移ります。安全・安心まちづくりについてお尋ねいたします。

去る11月18日、下校途中の児童が交通事故に遭われ、とうとい人命が失われたのは記憶に新しいところです。その場所はいつも児童が通っており、交通に関して最も注意しなければならない場所であるということ、地域としても、学校としても認識していたと聞いております。しかし、不幸にして事故は起きてしまいました。私たちは、失われた命に対して御冥福をお祈り申し上げるとともに、同じことが二度と起きないようにするにはどのような対策があるのか、あるいはどのようにサポートできるのかを考え、実行しなくてはなりません。今まで地域サポーターの方、あるいはPTAの方、いろんな関係各諸団体の方をお願いしていたことを、行政として交通指導員の増加、あるいはそれに準じた方の配置を考えていかななくてはいけないと思っております。市長におかれましては、過去穂積町時代に、地域の子供たちの安全をとということで、この地域サポーターの前身である地域校区サポーターというシステムを県内においていち早く導入され、その結果を踏まえ、県下におかれて地域サポーター制度が発展してきたんではないかと私は認識いたしております。そのような考えに立つのであれば、先ほどの小寺議員の代表者質問にもありましたけれど、事故の起きたところに、起きないように防護さくを講じるのももちろん必要であり、不可欠なことではあるかと思っておりますが、子供たちが歩く通学道路においての危険箇所は多うございます。そうした中において、市長の御判断により、行政が補助できる交通指導員、あるいはそれに準じた方をふやすようなお考えはございませんか、お尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 交通事故の問題についての御指摘でございますけれども、一番大切なことは、やはりいかにしてルールをみんなが守っていくようにしていくかということではないだろうか、こんなふうに思います。そういう意味で、私はサポーターを多く配置するというのも一つの方法ではあると思いますけれども、どうやって安全意識を高めていくかということに特に配慮していく必要があるのではないかと、そのように考えます。なかなかそういうことを言いましても、どうしても抽象論になってしまって、具体的にこうしたらいいんじゃないかというのが見つけにくいんですけれども、結局日々の一つ一つの積み重ねじゃないだろうか。安全協会の皆さんとか、いろんな方々が月に1日か2日ぐらい交代で街頭指導というような形で啓蒙活動に出ているとか、あるいはサポーターの皆さんが通学路で子供たちの見守りというようなことを御努力いただいていますけれども、そういう特定の人だけじゃなしに、市民がみんなでそういうことに關心を持っていくような形がいいんじゃないかと、こんなふうに思います。できるだけ、私は機会をとらえて、皆様方にそういう点でいろんな御尽力、御協力をお願いしていきたいと、このように思います。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 私は、先ほどの質問の中で、官から民へ、地域のみんがともに協働でということをお願いしました。今言っていることは、ややもすると矛盾をするかもしれません。しかし、一つのきっかけをつくるには、行政主導であり、それに倣って、市民の意識の高揚、高まりがあると信じております。

過去、市長、思い出してください。県下に先立って校区サポーター制度を市長が導入して下さり、時においては、瑞穂市には不審者がすごく郡内においても断トツに多いよというふうに言われておりました。しかし、あれ以降激変し、本巢郡内において、今、瑞穂市と一緒にあった巢南のPTAの皆さん方も、穂積のありようにあこがれられて、巢南地区でも導入できないかと時の町長に願ったということを聞いております。しかし、いかんせん予算にかかわることですので、なかなか厳しいよ。郡内においても、穂積町以外はどこもできないね。穂積はうらやましいね。財政力の豊かなところはいざというときにいろんな施策が打てるねというふうに言ってもらっていました。本当に私は鼻が高かったです。うれしかったです。このような、やっぱりきっかけをつくっていただいて、思いやりあるまち、考えられ、打たれる施策が市民の皆さんの思いを高めるのではないのでしょうか。教育長、教育者の観点から、いかがお考えでしょうか、答弁よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 今、言われましたように、やはり市長もずうっと前々から言ってみえ

る教育が高まっているまち、そういった姿を求めていく。そこに一番決まりのあるのは、子供たちが安心して安全な生活ができると。そういった点で、今回こういう事故があったということについては、本当に一面申しわけなく思っておるわけでございますけど、それだけにその気持ちを新たにしながら進んでいきたいと、そんな気持ちを持っているところでございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 市長、教育行政のトップであられる教育長があのように申されております。よくよく検討されて、前向きに子供たちの安全・安心を守っていただきたく、お願いをいたしておきます。

それでは、続きまして、安全・安心まちづくりの2点目について御質問させていただきます。

昭和51年9月12日に瑞穂市は大きな水害に被災いたしました。先日、瑞穂市の総合センターにおいて防災展を行われておりました。その写真展を見に行っておる折に、市民の人が、「篠田さん、久しくこういう災害はないけれど、いつ瑞穂市にはまた水害に苦しめられるときがあるかもしれないね。それに対する対策はどうなっておるんやろ。隣のまちの愛知県では思わんところで一点集中型の洪水があり、本当に思わん災害があったよね。覚えてみえますか。同じことがもし瑞穂市に起きたら、瑞穂市はどうですか」というふうに聞かれました。私は、はっとしました。過去30年来、水害が起きていない。また、水害を経験していない市民がふえているこのまちは、水との闘いの歴史のまちだということをややもすれば忘れていないのでしょうか。

もともと内水の排水機能が脆弱である瑞穂市は、よその市町より一層の整備が必要であると思われまます。しかし、今回、12月定例議会冒頭の市長所信表明の中で、「犀川統合排水機場の建設工事に関連した新堀川放水路整備工事が計画どおりに進められなくなったのが残念であります」と言われました。この瑞穂市において、水との闘いの歴史の中において、「残念です」、市長の本当のお心でしょう。しかし、それでいいのでしょうか。万難排して進めなければならぬのではないのでしょうか。なぜこのような経緯になっておるのか、説明を求めます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） ただいま議案で審議いただいております補正予算に関連しての御質問かと思いますが、新堀川は、御存じのように統合排水機場への導水路ということで、工事が県の手によって進められておるわけでございます。しかし、ざっくりばらんなことを申し上げまして、現段階までに、地権者の方々に土地の提供の御理解を得ました面積が約60.7%でございます。それで、まだ約40%ぐらいの土地の地権者の方々の御了解が得られておらないということで、工事の進捗がおくれておるわけでございます。県といたしましては、今年度当初、県の予算として2億5,000万の予算を組んでおりました。しかし、そのあたりがおくれておる関係で、こ

の新堀川の改修工事の予定の2億5,000万を6,400万に予算を減額しております。ですから、ざっくりばらんなことを申し上げまして、約1億9,000万ぐらいのお金が結局浮いたということになるんですが、その分から瑞穂市内のほかの事業にも振り向けられないかということで御検討いただいて、下犀川橋の工事に振り向けをしていただいたということですが、それが今の差額の分全額は結局振りかえられておりません。現実、県が当初考えておりましたのが1,800万でありましたのを7,300万に増額をしてくれた。それに対しての負担分で1億3,000万出ていくわけですが、今申し上げましたように6,000万ぐらいしかそちらへ振り向けられておりません。ですから、残額は岐阜建設事務所、岐阜土木の管内のほかの市町の河川工事に振り向けられたということですが、非常にそういう意味では残念でございます。ですけど、新堀川の共同排水機場の建設計画というものは、こういう関係がありまして当初よりも竣工が1年か2年ぐらいおくれるというようなスケジュールに修正せざるを得ないというのが現在の状況でございます。下犀川橋が逆にそれだけ早くなるといえばそれまででございますけれども、非常に残念だということで申し上げたわけでございます。できるだけ私は早く地権者の方々の御了解を得て、円滑な形で事業が進むことを願っております。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 経緯はわかりました。今、市長が申し上げられたように、本来瑞穂市に投入されるべき部分がよその市町に回っておる。まことに残念なことであると言わざるを得ません。しかし、これについては、地権者の皆さんの思い、いろいろなお気持ちもあるでしょう。先祖伝来の土地を出すことによる抵抗感、あるいはいろいろなお考え、いろいろなものが渦巻く中において、なかなかという部分があるのではないかと推測されますが、幸いなことに、この議会人の中には当該地域にお住みの先生もお見えになります。そうした先生方のお力をかりながら、また我々議員20人も、先ほども申し上げましたように広報マンの一人として、瑞穂市によりよい安全・安心を進めるように、行政の皆さんばかりにお任せするのではなく、市民の皆さんとともに協働で働いていくべきではないでしょうか。そうした中において、先ほど市長が言われましたまちづくり交付金を活用しながら、この地域の人々に、ややもすれば迷惑施設が来るといった部分のバスターではありませんが、五六川、牛牧歩道橋整備事業とか、先ほど市長が明らかにされました野白都市下水路整備事業とか、いろいろなことがなされていくのではないのでしょうか。自分たちの思いに凝り固まることなく、大所高所から物を見ていただいて、よりよい瑞穂のこの地をつくるのが大事ではないでしょうか。この瑞穂市は、県内においても人口増加率が2番目という大変すばらしいまちであります。このことは、みんなが住んでみたいまちであるということのあらわれではないのでしょうか。であるとするとすれば、懸念される事項を一日でも早く精査され、財政力豊かで、明るく笑顔あふれるまちづくりを今後ますます

進められることを願って、質問を終わらせていただきます。

議長（藤橋礼治君） これで、会派代表質問を終わります。

続きまして、個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

3番 若園五郎君の発言を許します。

若園五郎君。

3番（若園五郎君） 議席番号3番、翔の会、若園五郎です。

議長より発言の許可を得ましたので、4点について質問させていただきます。

一つ、平成19年度予算編成方針について、二つ目、瑞穂市都市計画の見直しについて、3番、下校中の児童が横断中に被害に遭われましたので、その通学路の安全対策について質問させていただきます。4番、下水道使用料の見直しについて質問させていただきます。

1番から質問席で質問させていただきます。

1点目、平成19年度予算編成の作成時期に当たりまして、市の基本方針及び主要事業の重点施策は何か。

平成16年度をベースに、物件費、補助費などを含めた経常経費について、3年間でその3割削減を図るということで、最終年度の平成19年度に当たりまして、事業、あるいは事業内容の見直しや業者委託で行政事務の合理化をしていく中で、具体的にどのように進められていくか、市長にお尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問に私の方からお答えをさせていただきます。

平成19年度の予算編成方針につきましては、基本的に目標、そして方針、そのほか留意事項を掲げまして、各部署に通知をいたしております。目標としていますのは、市政の飛躍、そして発展に資する主要事業の推進、そして完成。そして、御指摘がございましたように、一昨年以來取り組んでまいりました行政事務の合理化、経常経費削減の達成の年といたしております。

そして、方針としていますのは、「入るをはかって、出るを制す」、このことわざのとおり、歳入では、経済動向、税制改正の動き、税源移譲等に十分留意をいたしまして、的確な見込み額を確保するよう、また負担金・補助金につきましても、補助基本額、補助率、負担区分等を的確に把握いたしまして、確実な見込み額を計上することといたしております。

歳出では、新施策、主要事業への重点配分といたしまして、事業効率・効果を明確にした上で、的確な額を見込むようにいたしております。特に経常経費の任意的経費につきましては、平成16年度予算ベースの経常経費の3割削減を示しております。

そして、主要事業の重点施策といたしましては、主要事業の達成の年と位置づけまして、本年度に引き続いて実施する事業、まず給食センターの建設工事でございますし、そして常備消防体制の整備事業、そして仮称でございますけれども、本田コミュニティセンターの建設事業、

そして別府保育所建設事業、あわせましてバリアフリーの整備工事等、今年度に引き続いて実施をしていくということでございます。

基本的には、財政の健全性の保持といたしますが、堅持を大前提におきまして、各種事務事業を行ってまいります。

次に、御指摘をいただいております行政事務の合理化の基本姿勢といたしましては、ことし10月に策定をいたしまして公表いたしております瑞穂市行政改革大綱により進めてまいります。具体的な施策といたしましては、1点目といたしまして、定員管理及び給与の適正化、人材育成を上げております。そして2点目といたしまして、経費の削減、収入確保等の財政効果、そして3点目といたしまして、民間委託等の推進、そして4点目に事務事業の再編・整理・統合・廃止でございます。5点目といたしまして、行政経営システムの見直しを上げております。いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように健全財政を堅持しながら、各種事務事業を進めてまいる所存でございますので、よろしく願いをいたします。以上で答弁といたします。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 今、新年度の予算編成の基本的な目標、方針について、るる説明があったんですけども、その内容の中に経常経費の任意的経費というのがございます。それは自治法の中で14項目ある中で、大きいものには維持補修費、あるいは普通建設事業、あるいは補助事業が含まれております。この任意的経費の中の17、18、19で16年度ベースに落とすと。具体的に道路維持費、平成18年度は1億 4,500万、前年度は1億 3,600万、前年度対比が 840万。道路改良におきましては、18年度は3億 1,000万、17年度は3億 7,000万で、 5,900万マイナスということで、前年度対比、このような形で数字があらわれております。今回の来年度の市長の出馬表明の中に、安心・安全まちづくりの中で経費節減ということで非常に努力されてみえるんですけども、この任意的経費の運用の仕方について、市長に確認したいんですけども、新年度の予算の中にどういう形で、この安全・安心の施策であります任意的経費についての運用の仕方はどのようにされるか、確認したいと思います。予算は、そういう一つの3割削減の中に入っていますけれども、この事業の項目について、どのような対応をされていくか、確認したいと思います。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問でございますけれども、平成19年度の予算の積算につきましては、既に総務部の方へ出てきておりますが、実はまだ査定が終わっておりません。新年早々から査定が始まるわけでありまして、その査定の中で担当課から事情聴取をいたしまして、そういった任意的経費の動向について定めていくということになりますので、今

ここで、こうだあだということはちょっと申し上げられないということです。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3 番（若園五朗君） 予算編成のスケジュールによりますと、12月11日現在で第1集計というような案があると思いますが、総務部長の18年度と17年度の道路改良については、年度対比6,000万ちょっと下がっているけれども、もうちょっと目玉商品なり、維持管理なり、新年度についての予算、いろいろ方針はあるんですけども、市長の考え方をお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 任意的経費をどうするかということはなかなか難しいんですよ、やっぱり要るものは要りますので。だから、私はその使い方、それからその効果、その辺を十分に考えながら各部署が執行してくれれば、かなりのウエートで下げていくことができるというふうに思います。必要なものまでやめちゃうというような乱暴な節減じゃなくても、その辺の知恵の出し方で節減はかなりのウエートでできるというふうに見ておりますので、査定の過程の中で、そのあたりを担当といろいろと議論してみたいと、こんなふうに思っております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3 番（若園五朗君） ありがとうございます。

総務部長の説明の中の行政事務の合理化の中に、定員管理とか、あるいは給与の適正化、あるいは民間委託の推進という項目がございました。その中で、今現在 230人から、将来は市長の考えの中で 150名ということで、ある程度簡易的な事務、機密保持をやりながら外部へ出していくという考え方が今あるんですけども、将来の定員のあり方の市長の考え方、そして民間委託の推進、いつも言われている、要するに事業を外へ外注する。例えば、今いろいろ水道事業をやっていますけれども、具体的に今後もっともっとうる事業について広めていきたい。例えば各課の受け付け業務をすべて出すとか、そういう方針をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 行政の事務の外注というか、外部委託という問題についての御指摘かと思いますが、私が基本的に思っておりますことは、マニュアルがきちっとしておればやれる仕事、それは外注したいというか、外部へ委託したいと、このように思っています。それで、職員の仕事というのは、施策的な策定企画、それからまた住民からのいろんな意見とか、そういうものを聞きながら進めていく。それからもう1点は、マニュアルどおりにされていった事務が適切であるかというチェック、そのあたりに職員の仕事は絞り込んでいくべきではないかと

思っています。そういう点で考えていきますと、大体私は、非常にラフなんですけれども 150 名ぐらいの職員で十分対応できるのではないかという認識に立っておるわけでございます。

それで、そのステップへ行きますのに、勧奨退職とか、そのような形は私はとりたくないわけございまして、やはり定年になって退職していく方々のあとの補充というもののペースをにらみながら持っていくということで、ちょっと時間がかかりますけれども、それが最も穏当だと思いますし、また今日まで職員が積み重ねてきました能力、ハウツーを行政としてもいっばいに生かしていく手法ではないだろうか、こんなふうに考えています。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3 番（若園五朗君） 合併特例債は一応 103 億円ということで、最終状況につきましては、大体今 56 億円ぐらい歳出済みということですが、具体的にその差額の 47 億についての歳出計画、まちづくり対策事業、あるいは道路整備ということであるんですが、その方針と、47 億の合併債に伴う歳出の計画。そしてもう一つ、18 年度の一般会計予算は 134 億でございました。それに伴って、19 年度は不交付団体が想定される中で、市の裁量で自由にさわれるのは大体 75 億と聞いていますけれども、合併債の 47 億の使い道、そして 19 年度、実際に市の裁量で使える 75 億の使い道の方針、どのように考えてみえるか、お尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘をいただきました件でございますけれども、合併特例債 103 億ということでございますけれども、これまで既に特例債の消化額が、ちょっと今手元に的確な数字がございませんのでわかりませんが、60% くらい既に行っておるというふうに思っております。今後、まだ下犀川橋を初め、各種事業が控えておりますので、できる限り特例債を活用しながら財政運営を行ってまいりたいというふうに考えております。ただ、御指摘ございましたように、交付税の不交付団体というようなことも懸念されておりますので、その辺と絡み合わせながら、各種事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3 番（若園五朗君） 合併債の差額の 47 億、あるいは 19 年度に市の裁量で使える 75 億におきましては、これから予算査定されて、1 月末ぐらいである程度の方針が決まってくると思いますが、安心・安全なまちづくりの予算化に努力をお願いしたいと思います。

それじゃあ、18 年の第 4 回瑞穂市の議会定例会の市長の提案説明の中にハードとソフトというのが出ていました。今回、私の質問の中で、ソフト面について市長にお伺いしたいんですけれども、その中には、教育、コミュニティー、福祉面の体制づくりという具体的なことが書いてございました。ソフト面の中で、コミュニティーづくりの施策の中で、やはりまちづくりの

人と人とのかかわり方、今、地元の方でやっぱり夏祭りとか、フェスタとか、そういうところで人々の交流があるわけですが、そしてまた町内の溝さらいとか、地域で草刈り等もやっているんですけれども、先ほどいろいろと市長の答弁の中で、コミュニティーづくりの施策の中で、現在、私たちはそんなような形で地元で一体になった人と交流の中でコミュニティーを深めているんですけれども、19年度の施政方針の中でシステムを構築するということですが、具体的に職員の方にどのような形で提案を出させてくるか、あるいは要望をまとめてやられていくのか、その辺、ちょっと市長の考え方というか、もっとこういうふうに構築したい、人とのつながりはこういうことを考えているよということ、一つでもいいですが、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） コミュニティーを構築していくための材料、あるいは手法というのは、非常に広範囲、多岐にわたりますので、いろいろと各ポジションから上がってきます提案の中から私は取捨選択していきたくは思っていますが、今、私、地域コミュニティーの中で、逆に一番やらなきゃならんのは、子供の居場所づくり、それからもう一つは地域の人たちの触れ合いの場所ですね。場所というのは、ハード面じゃなしに、ソフト面の機会づくりというようなところに何か一つの仕掛けをしていく必要があるんじゃないかなと。非常に漠然とした物の言い方ですが、そのあたりに視点を置いてというふうに思っています。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） ありがとうございます。

急な質問で、ちょっとお答えも難しかったと思うんですけれども、ソフトの中に福祉面というのがあったんですが、具体的に高齢化社会の中で高齢者の核家族化が進んでいるし、また障害者の支援の中で、やっぱり障害者が生活しやすい支援をしていくのが大切だと思うんですが、福祉で考えると、子供の世界の場づくりとか、環境づくりの整備ということもありますけれども、福祉面のソフトの中で、高齢化社会の高齢者の家族、あるいは障害者の支援とか、子供の遊び場の整備とか、三つぐらいあるんですけれども、福祉面のソフトは具体的にどんなようにお考えですか、お伺いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 福祉の施策のソフトといいましても、いろんな施策が展開されておりますが、それをさらにもう少しグレードアップせよとか、いろんな形で要求はあるわけですが、しかし、私は福祉施策の一番の基本で欠けているものは何だろうかと思えますと、要するにセーフティーネットといいますか、その基準がしっかりしていないということだと思うんです。だから、そのあたりの考え方は、いろんな方々との議論の中で見つけ出していかない

と、一つだけをとらえて、福祉でこうせえとかなんとかというのは、ちょっと議論としては非常に難しい議論になるんじゃないかと、こんなふうにはまず思っています。

それから全体的に、これは福祉に直接つながらないことかもしれませんが、既に部分的には展開されております問題としまして、高齢者だけの家族ですね。高齢者だけの家族というとしかられますけど、子供さんなんかがちへ出ちゃって、こちらで高齢者だけが生活している世帯が結構あるわけでございますけど、そういう方々の生活を支援していく形での、それはお金をばらまくということじゃなくて、それぞれがお持ちになっているそれなりの資産があると見ておりますので、そのあたりを活用しながら生活していただけるような一つのシステムというものを何か一工夫してみて、それをどこかの場所で預かっていただくというようなことができないうらうかと。これは、現実には、全国を見てもみると、部分的にはそういうことが既に展開されている地域もありますので、そんなことが組織立ってやれたら皆さんが非常に安心できるんじゃないかなと。こんなことを、福祉とちょっと離れるかもしれませんが思っております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3 番（若園五朗君） ありがとうございます。

いろいろと福祉の面、あるいはコミュニティーの面のソフト事業を御説明いただいたんですけども、教育、あるいは安全面のソフトといえば、やっぱり学校教育、学校の専門の先生にお任せするとか、あるいは安全につきましては、これから地震対策とか、いろいろ騒がれている中で、また具体的な問題、あるいは消防署の整備についても、安心・安全なまちづくりということで、今後とも推進をお願いしたいと思います。

そうした中で、19年度予算に入っていく中で、やはり関連した中で、瑞穂市職員の懲戒処分等に関する基準が18年11月15日に施行される中で、一般、服務関係の秘密漏洩、あるいは個人情報目的外収集、あるいは公の財産の取り扱いの中で、給与等の違法支払い、不正受給、あるいは公金等の処理の不適正、そして最後に、交通事故等の懲戒処分等がございますけれども、この内容につきまして、職員への周知徹底はどのようにされているか。まだ始まったばかりですけども、実際に、例えば交通違反、交通事故をやった場合、最低でも2点の注意等がございますけれども、該当者があるか、懲戒処分の施行に伴う職員への周知徹底はできているかどうか。実際に運用の中で、今この状態で何も無いならないと、その2点、確認したいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 今の若園議員さんの御質問にお答えしますが、まず懲戒処分の公表ですが、これは、先ほどの行政処分と同様に、メールでもって各職員に公表しております。

該当者があるかないかという問題ですが、今のところございません。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 最後になりますけれども、今、市長公室長が言われましたが、流して、またそれを確認がとれるシステムになっておるんですね。流しっ放しじゃなくて、確認したというチェックができるんですね。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 最終的には、メールで送りましたけど、また条例なんかもやりますので、確実に確認できるようにしております。大事な行政処分ですので、当然そういうことはわかるようにしておきます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 大変ありがとうございました。

それじゃあ質問の 2 点目でございますけれども、瑞穂市の都市計画の見直しについて、質問をさせていただきます。

瑞穂市の都市計画は、岐阜市を中心とした岐阜都市計画区域として昭和46年3月31日に計画決定されております。その後、33年の経緯がたっておりまして、巣南と穂積町が合併したのが平成15年5月1日でございます。そうした中で、新しい瑞穂市のまちができて、大きく変貌していますけれども、また本巣市も、岐阜都市計画の中の一区画の中で市が誕生しました。社会的な環境も大きく変貌する中で、国の三位一体改革による地方への権限移譲も進む中で、将来に向けた単独の都市計画、あるいは瑞穂市の都市計画を見直す時期が来ているかと考えておりますが、長期的な視点に立って、今後、瑞穂市の都市計画はどのように取り組まれていくのか、市長にお尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 調整監 中島隆二君。

調整監（中島隆二君） ただいま御質問のありました瑞穂市の都市計画の考え方について、お答えします。

その基本となるべき都市計画の目的というものにつきまして、まず最初にお話ししたいと思います。

まず都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としておりまして、またその基本理念は、都市計画法第2条におきまして、農業、漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びにこのためには、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図られるべきとしています。

このような基本的な考えのもとに瑞穂市の都市計画を考えてみますと、まず瑞穂市の都市計画は、今議員の御指摘のとおり、巢南地区の一部を除き、昭和46年に計画決定された岐阜都市計画区域、岐阜市と周辺の8町で構成しておりますが、岐阜都市計画区域に入っております。しかしながら、当時の都市状況や社会経済的背景に基づき定められた計画であり、区域区分の指定状況や土地利用計画の面において、40年弱が経過した現在では、種々の状況変化が生じてきていることは認識しているところでございます。

その意味におきましては、瑞穂市の発展と健全な市民生活を確保するための将来を見据えたまちづくりの推進に当たり、新市としての統一のとれた適正な形での都市計画の見直しが必要であることは強く認識しているものでございます。

その一方、都市計画法におきましては、区域の設定に関し、都市活動が行政界を超えて広域的に展開していることに配慮し、計画の統合性及び一体性の確保が求められておりますので、このような点を踏まえ、個性あるまちづくりを推進するためには何がベストなのか、県など関係機関と十分に協議を重ねながら主体的に検討してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 答弁ありがとうございました。

計画決定が昭和46年3月31日にされて、33年ぐらいたったんですけれども、今のような都市計画決定で、平成の合併が一応ある程度めどがついた。例えば、合併前は1市8町であったんですが、今は3市3町ということで、岐阜市、本巣市、瑞穂市、そして町であれば笠松、岐南町、北方ということです。また、瑞穂市におきましては、総合計画によりますと、平成27年には5万3,100人というような計画人口が出ております。そうした中で、国土交通省から出ています11月30日付の都市計画運用指針の中で、先ほど答弁のございました合併に伴う三位一体改革権限移譲ということで、今回このような改正が出ております。その運用の改正のポイントでございますけれども、都市計画制度の運用に当たって基本的な考え方、33年前に計画決定を打たれて、そういう状態、また平成27年には5万3,100人になるという人口フレームの中で、また旧巢南におきましては農振区域、あるいは旧穂積においては一部調整区域ということですが、今回の国土交通省による都市計画の運用指針の改正についての基本的な考え方について、調整監にお伺いします。

議長（藤橋礼治君） 調整監 中島隆二君。

調整監（中島隆二君） 今年度6月の国会におきまして都市計画法の改正が成立したところでございますが、その中身を見ますと、現在の全国的なまちの動き、また環境の変化は、皆様御承知のように、人口が減少したり、いろいろな面で右肩上がりの社会から、右肩が下がるよう

な、全体的に下がっていくような傾向になる中で、将来に向けたまちづくりをどのように進めていくかということで改正が図られたと認識しております。その中の重要なポイントは、コンパクトシティ、いわゆる都市の中心部へもう一度人を集めようというような施策も入っております。その上で、郊外部の開発の抑制、並びに秩序ある住宅の建設等、いろんな施策が入っておりますが、ある意味では、都市の中心部へ人を集めるためのアクセルを踏みながら、郊外の開発についてはブレーキを踏むという両方の施策でもちまして、将来に向けたまちづくりをしていこうということで改正法が成立したわけですが、瑞穂市の中でどういう課題があるかといいますと、合併に伴って、巢南町の一部が都市計画区域に入っていないとか、いろんな課題がございます。こういう課題を今後どうしていくかというのを、今、市の内部でも検討中ですが、いずれにしましても、長期的な視野、20年後を目指したようなまちづくりの計画になりますので、十分検討を重ねながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 答弁ありがとうございました。

都市計画制度の運用の中の基本的なことを一部述べられたんですけど、その中でもっと重要なことは、市町村の住民等の主体的判断ができる限り尊重する必要があるということで、今まで都市計画決定する場合、いろいろ人口フレームとか、公聴会とか、計画決定の手続をとるんですけども、あくまでも住民を主体とした判断ができるよう尊重すると。そこら辺、現行の都市計画運用の今までの法律の中で、合併してからまちの仕組みが変わったと。ところが、土地については、住民が主体的になって判断するから、そこら辺を大事にしてよと。行政主導じゃないと。それも大事かわかんけれども、これからは住民の意見を聞いて、この地域をどういう形にするかということについても、十分大事にしてくれよということに基本的な考え方がなっているかと思っておりますので、後にまた出てきますけれども、そういう用途決定、あるいは計画決定については、十分配慮をお願いしたいと思っております。

その中に、市町村の主体性と広域的な調整というのが出ておるんですけども、どのように踏まえて進めなければならないか、その内容について御説明をお願いしたいと思っておりますが、調整監、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 調整監 中島隆二君。

調整監（中島隆二君） 都市計画の策定に当たりましては、今御指摘のように、まちづくりそのものが市町村の本質にかかわるということで、当事者である市町村が主体的な判断でもって策定をしていくということが基本でございます。しかしながら、まちに住んで生活するということは、行政界を超えて生活圏が広がるという現実もございます。そういう意味からしても、

隣接する町村、あるいは市、そういうところとの広域的な調整を図っていくということがまちづくりの中でも重要な要素でございますので、お互いにこれはそれぞれポイントをつかみながら策定に当たっていくということが、今度の改正法につきましても強く主張されているところでございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3 番（若園五朗君） 大変ありがたい答弁というか、わかりやすい答弁ありがとうございました。

瑞穂市、本巣市、北方町、岐阜市という形の中で、ある程度まちづくりのカラーを出していただくんですけども、また今後、十分隣接市町と話しながら、総合的に調整を図っていくことです。そうなれば、県の都市計画の策定年度は何年でございますか、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 調整監 中島隆二君。

調整監（中島隆二君） 県の都市計画区域マスタープランは、2010年策定ということで聞いております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3 番（若園五朗君） それでは、瑞穂市のマスタープランの策定期間、今現在、マスタープランはどのような形にあるのか、そこら辺を確認したいと思います。

議長（藤橋礼治君） 調整監 中島隆二君。

調整監（中島隆二君） 平成15年、新市になりまして、瑞穂市マスタープランを策定するというので16年度から作業を始めておりまして、現在素案を作成したところであります。それにつきまして、個々に具体的に検討を十分重ねているということでございます。といいますのも、課題がたくさんあるということも一つの大きな時間をかけているところでございますが、何分にも長期の、この先20年の計画を立てるということで、どういう姿がいいのか、これを十分内部で検討する必要があるということで、時間をかけているということでございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3 番（若園五朗君） 県の都市計画マスタープランにつきましては、2010年ということで、あくまでも市町のを吸い上げて、県が総合的に2010年ということで、あと4年ほどございますので、事務的に手続と、ある程度の時期を見て、都市計画法の中の制度の運用、改正についての基本的な理念がございまして、そこら辺十分、もちろん認識してみえますけれども、運用をお願いしたいと思います。

都市計画の見直しについて市長に再度確認しておきたいんですけども、今回1市8町から、

合併によって3市3町になりました。今後の瑞穂市の都市計画の区域ですね。本巢郡の都市計画にしていけるのか、あるいは瑞穂市の単独の都市計画にしていけるのか、今後詰めるんですけども、この切りかえですけども、どのような考えをお持ちですか、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 私は、都市計画というのは、できるだけ広域の視点で考えた方がいいと思っております。ただ、その場合に、瑞穂市としてこうありたいという思いが反映できるシステムであってほしいと思います。ですから、そのあたりの兼ね合いで、どういうスケールの都市計画を組み立てたらいいかということはこれからの検討課題になるんじゃないかと。だから、今どちらがいいということはちょっと即答しかねます。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 大変ありがとうございました。

質問3番でございますが、下校中の児童の横断中の被害ということで、交通安全対策の件について総務部長にお伺いしたいんですが、交通安全対策が全国的にいろいろと注目を浴びているわけで、交通事故について、児童が被害に遭って、全国的に注目を浴びていますけれども、ドライバー側の安全意識を高める、あるいは児童の安全意識を高めるためにはどのような対策をとられているか、お尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問に私の方からお答えをいたします。

ドライバー側から見た安全意識を高めるためにということでございます。

これにつきましては、まずやっぱり交通ルールの遵守、そして交通法規の遵法意識を高めることが一番肝心ではないかと思っておりますし、市といたしましても交通安全協会と協賛をいたしまして、このことにつきまして法令講習会の開催、そして年4回開催されております交通安全運動の期間中に、その都度交通指導所を開設いたしまして、直接ドライバーに安全意識の高揚について訴えております。

さらに、高齢者、そして交通安全管理部会の会員とか、協会の役員さん等、約1,000の方に集まっていただいて、交通安全大会を開催して、交通安全意識の高揚について啓発活動を行っておるという状況でございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） いろいろと総務部長より、歩行者の安全確保、あるいは通学路の交通規制など、いろいろと交通安全行政が行われているわけでございますけれども、本巢市におきましては、交通指導員4名、瑞穂市は1人ということで、非常にどこの市町も交通事故が多いわ

けてございますけれども、その辺の増員計画、あともう一つ、学校を中心としたスクールゾーンの標識とかライン、カラー舗装、その2点について、交通安全対策のいろいろな行政の立場、あるいは住民の交通安全とか、信号機とか、いろいろつけておりますけれども、こうした中の交通安全対策について、この2点、どのように考えてみえるか、お尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） 交通指導員、本巢市が4名いるということで、瑞穂市は1名でございますけれども、当初から瑞穂市は2名ということで計画をさせていただいております。交通指導員というのは、御存じのように大変ハードな業務でございます、朝7時半からの業務ということと、各地域からの要望によっては、地域といいますか、各種団体からと両方でございますけれども、要望によっては土曜日・日曜日にもその業務に携わっていただかなければならないということ。そして、御指摘でございますように、各保育園、幼稚園、小学校等の交通教室の講師に携わっていただかなきゃならないということで、業務的には大変ハードな業務だと思っております。今現在はベテランの域に達しておりますして大変よくやってくれておるんですけども、我々があれやこれやと言わなくても業務が進んでいくような状況でございます。今後にあっては、要求しております2名に何とか増員ができればというふうな気持ちを持っております。

それからもう1点、今申し上げましたように各保育園とか幼稚園、そして学校関係におきましても、この交通指導員によって、要望があり次第、即伺って指導を行っておるという状況でございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 今後も交通安全対策について、重点的に行政を推進されることを要望します。

4点目でございますけれども、下水道の使用料の見直しについてでございますが、20市2町の自治体の中で下水道料金を比較してみますと、瑞穂市は、毎月30トンの場合 5,460円、40トンの場合は 7,300円ということでございますが、今後、料金の見直しについてどのように考えてみえるか、お尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 水道部長 松尾治幸君。

水道部長（松尾治幸君） 若園議員さんの下水道使用料の見直しについて、お答えいたします。

議員御指摘の下水道使用料の見直しにつきましては、旧穂積町と旧巢南町の合併協議の中で、基本料金10立方メートルまでは消費税別で1,600円、超過料金1立米当たり180円で統一されました。新料金の算定につきましては、旧穂積町水道使用者から無作為に抽出した440世帯の水道使用料から算定したもので、平均的な家族構成である4人家族で、月平均30立方メーター

水道を使用し、その水量が排除されることから導き出した料金でございますが、小型合併浄化槽の維持管理、建設費等を考慮し、ほぼ同額となるように設定をされております。

また、当時、旧巢南町におきましては、呂久クリーンセンター、これは農業集落排水事業でございますが、この料金も参考にし、さらに下水道使用料で処理場の維持管理を賄っておらず、不足分は一般会計から繰り入れをしている現状でありましたので、そういう状況も踏まえまして、基本料金、消費税別で1,600円、超過料金180円で調整がされた経緯でございます。ただし、合併後2年間につきましては超過料金を15%軽減する措置がございまして、これは平成17年の4月30日をもって終了し、半年間の周知期間を経まして、平成17年9月、10月検針分から新しい料金になったということでございますので、現在のところ、この料金体制を見直すつもりは今のところございません。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 水道料金につきましては、超過料金の基本料金から徴収していただき、そして下水道におきましては単位従量制をやっているんですけども、水道料金みたいに段階増料金の組みかえですね、そのような考えはあるかないか、確認したいと思います。

水道料金におきましては、基本料金が20立米が1,680円、超過料金ということで、1立米から20立米は94円、あるいは41から100立米については100円ということで、立米が増すごとにカウントするんですけども、下水道におきましては、20立米については3,360円、そして1立米ごとに189円ふえていくんですけども、水道料金みたいに下水道の超過料金の見直しというか、考え方は変えられるかどうか、確認したいと思います。

議長（藤橋礼治君） 水道部長 松尾治幸君。

水道部長（松尾治幸君） 水道の関係で逦増制ということでございますが、段階式の従量制につきましては、使用水量の増大に応じて高い単価を設定するというのは、需要の抑制型の関係もありますし、またその逆に需要促進型ということでの逦減型、いわば多く使えば安くなるという逦減型と2通りあるかということでございます。その辺の関係もございまして、今のところは現段階の単一、いわゆる逦増型の逦減がいいのか、単一料金で一律の方がいいのかということでの公平性との絡みもございまして、現時点としては現行料金で当分の間行きたいというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 最後になりますけれども、例えば6人世帯で、月の上水道、下水道1ヵ月を足すと1万7,000円、ガス代7,000円、電気代1万2,000円、国保の保険料が2万円、例えば家を建てた場合、持ち家といろいろあるんですが、1万5,000円の場合、トータルすると、

公の光熱水費が7万 1,000円ということで、非常に家庭も経常経費がかかるんですけども、例えばパートに行くと9万円ということで、光熱水費についての負担が個々の家庭であると思えますので、いろいろ事情がありますけれども、今後料金の改定をしないということですけども、いろいろと市の繰入金を今後ふやしてもらうように要望し、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合によりまして、10分間の休憩をいたします。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時09分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は19名であります。休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 安藤由庸君の発言を許します。

安藤君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤由庸でございます。

通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

通告してあります質問は4点、一括して質問をいたしますので、市当局には一括して答弁をしていただきますようお願いを申し上げます。

なお、不明な点につきましては、再質問という形でいたしたいというふうに考えております。

まず第1点でございますけれども、経常経費の3割削減における民間企業への業務委託の範囲について、お伺いをいたします。

当瑞穂市は平成16年度を基準年とし、平成17年度から19年度までの3年間で経常経費の3割を削減するという計画をしております。その手段といたしまして、みずほ公共サービス株式会社に出資をするなど、郵便物の封入、コピーをとるなど、そういった単純な業務についてはアウトソーシング化を行うということで説明があったところであります。

先ほど、若園議員の質問の中にもありましたので、重複する部分もあろうかと思えますけれども、それを承知でお伺いをいたしますが、今後、アウトソーシングをしていく部門は、どの程度まで拡大をしていくつもりであるのかという点が一つ。それから、3割削減という削減率の達成はどの程度まで、いわゆる目標どおり達成することができるのかどうかという点が2点目であります。それから、このアウトソーシングによって、正規雇用という言い方が正しいかどうかはあれなんですけれども、一般に言われる正規雇用の職員の配置、それからもちろん人員の減というのもあるわけなんですけれども、こういったものに対して、どの程度の影響が出てくるのかという点について、お答えをいただきたいというふうに考えております。

それから2点目でありますけれども、いじめ問題への対応策ということでお伺いをいたします。

毎年、一文字を選んでことしの世相を反映するというので、京都清水寺で書かれますことしの文字というのがありますが、ことしは「命」という字が選ばれたということでもあります。御存じのように、昨今、新聞紙上におきましては、いじめの問題が大々的に報道をされておきまして、それが原因で児童・生徒が自殺に追い込まれるという事件があったことは皆様の御記憶にあるところであります。

幸いにいたしまして、当瑞穂市においてはこういった自殺に追い込まれるという事案は起きていないようでありまして、しかしながら、これがないからといって、各小・中学校においていじめがないということではないと思います。むしろこういった事件に発展する前に、現場教職員、それから関係各位の努力によりまして、発展しないように何とか抑えられているということが現状だろうというふうに思います。そういった意味では、大変頭の下がる思いであるわけです。

しかしながら、そういった事件に発展しない、今のところはないといいましても、今後、未来永劫そういったことが全く起きないという保証はないわけでありまして、今後、こういったものが起きないようにするために、担当部局であります教育委員会としては、現場の教職員、それから組織としての教育委員会等で、現状どのような取り組みがなされているのかという点について、お伺いをしたいと思います。

それから3点目でありまして、現在、当市の事業におきましては、水道事業が企業会計、いわゆる複式簿記の形で会計処理が行われているところでありまして、企業会計によって会計処理を行う分については、比較的法律の方も弾力的な条項があるようでありまして、当市においては、下水道事業がこの企業会計で処理できる対象の事業に当てはまってくると思っております。ここで言うところの下水道事業は、コミュニティ・プラント事業、それから巢南地区におきます下水道事業、それから呂久地区におきます農業集落排水事業、この三つのことを指しておりますけれども、この3事業についても、企業会計方式、複式簿記による会計処理を行うことで会計の透明化が図れるのではないかというふうに考えております。

これも、先ほどの若園議員の下水道料金の質問と一部重複するところでありまして、料金が適正であるのか、適当であるのか、妥当であるのか、そういった判断をする場合に、単式簿記の形でやるよりも、そういったものがはっきりさせられる意味で、企業会計に移した方がよいのではないかと考えておりますので、移すことができるのかどうかという点について、お伺いをいたします。

4点目でありまして、常備消防の方針転換についてということでもあります。

午前中の質問の中にもありましたので、岐阜市への委託申し込みのいきさつについては割愛いたしますけれども、瑞穂市単独で消防を立ち上げるということで、これまで採用してきた消防職員の今後の処遇というものがどういうふうになっていくのかという点について、お伺いを

したいと思います。なお、これ、発表があってから、それなりに時間が経過しておりますので、対象となる職員については説明がなされているかとは思いますが、改めて議会の場で答弁をいただきたいというふうに考えております。

以上4点、質問いたしますので、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） では、安藤議員さんの御質問にお答えします。

質問は、経常経費の3割削減、アウトソーシングの関係と消防のことと存じます。

まず最初のアウトソーシングの関係ですが、第1番目のアウトソーシングを今後どのように拡大するかという御質問ですが、来年度は、今年度に引き続き、先ほど言われました印刷、封入などの簡易業務、また今行っています文書管理業務、また住民票等の窓口の受け付け業務に加えまして、来年度は図書館における図書の貸し出し窓口受け付け業務、図書整理業務などを予定しております。

アウトソーシングの基本的な考え方としましては、先ほど市長の方より説明があったと思いますが、同じようにマニュアルに基づいて行えるものはアウトソーシング、職員が行うべき業務については職員ということで考えております。

あと、引き続きまして、アウトソーシングはどの程度削減できるかということと、人員配置の影響の質問ですが、これにつきましては、簡易なアウトソーシング業務につきまして、一般会計で今まで時間外勤務手当の支給状況ということで、金額的なところを見ますと、平成16年度では5,337万円支給しておりました。17年度も4,384万円を支給しており、平成18年度では3,932万円を予算として計上しております。これらを比べまして、前年と比べ約300万程度削減できるのではないかなと思っております。

また、先ほど言いました図書館の図書の貸し出し窓口業務につきましても、既に嘱託職員や日々雇用職員で採用しておりますが、これらのより効率的なサービスを提供しておる状態ですが、しかし、勤務時間、雇用期間が短いなどの多くの課題がありますので、これらを踏まえまして、さらにより安定した質の高いサービスを維持したく、みずほ公共サービスにおけるアウトソーシングで進めていきたいと考えております。

それによりまして、この業務における費用につきましては、削減でなく、サービスの保持、向上に努めたいと、そのように考えております。

また、将来の人員につきましても、窓口業務や簡易業務のアウトソーシング効果は、ここ数年の、先ほど市長が言いましたとおり退職者の数と新規補充者の職員差でその結果が分かってくると思いますので、長期的な目で見たいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

引き続きまして、消防の関係ですが、消防の定員は、今70名ということで考えておりまして、

既に9名の方を採用しております。これは、現在、消防学校を卒業されて、今、岐阜市消防に入っております。来年度採用予定者は12名でございます。また、今後考えておりますのは、本巣消防事務組合から異動者16名を踏まえております。まだ、これでも思っている人数には達しませんので、本年度第2次募集をしたいと考えております。

また、先ほど言われましたように、既に採用している9名、採用予定者12名につきましては、岐阜市の方へ委託するという事で、業務委託の報告後、日曜日の日に御本人に説明をしております。

また、これからの瑞穂市の消防体制は70名ということを行いました、これにつきましても、岐阜市の力をかりないと運営することは難しいと思いますので、職員の処遇につきましても派遣で考えております。これからの協議の中で細かいことは出てきますが、何分の御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 2点目のいじめ問題の対応にかかわって、答弁いたします。

いじめが原因と思われる自殺があったということは、私たち学校教育にかかわる者としては、本当に心の痛みを感じております。また、その一方で、危機感を持って臨んでいかななくてはならないというふうに思っております。

いじめの概念規定は、さまざまにとらえ方があるわけでございますけれど、私は、基本は当事者（本人）がいじめであると訴えた、あるいは感じたら、それはやはりいじめとして対応する。また、当事者、すなわち本人の訴えのみならず、教師、保護者、あるいは周りの人がいじめだと感じたら、それはいじめとして対応するという立場に立っております。昔もいじめはいけないと指導しましたし、指導されてきました。ただ、ここ10年くらい、いじめ問題は教育現場では非常に強く意識されております。それだけに、いじめられた、あるいはいじめではないかといった訴えの件数は、かつてに比べて明らかに増加しております。ですから、それに対して個別・具体的対応をする件数というのはやはり数がふえております。が、その一方で、それが言われる反面で、今度は逆に陰湿になって、なかなか表に出ず、学校はもとより、家庭でも発見しにくくなってきているという姿も一方にあると、そういうふうに認識しなければならないというふうに思っております。

いじめは、どの学校でも起こり得るものであるという立場に立ちます。ただ、これは一面からいうと、非常に悲しいとらえ方です。人間社会にはいじめがあるんだと。性悪説的にとらえざるを得ないという、そんな意味合いがありますので、一面からいうと悲しいとらえ方になります。

その立場に立って、現在、学校では、まず第1に大事にするのは子供の観察ということでございます。子供の言動、身なり、生活ノート、保護者からの連絡ノート等から、子供の心の状

態をしっかりととらえる。これが1点。

そして、いじめ問題について指導マニュアルを出しております。まさにそれで勉強すること。そして、指導マニュアルについての研修会を開催して、そこで研修をすること。それから、子供たちに対して、名前はいろいろの学校で違いますが、アンケート、あるところは心のアンケートと言ったり、あるいはいじめのアンケートと言ったり、そういったアンケート調査による掌握。そして、相談箱等の設置、そういったところから出てきた相談、あるいは中身についての具体的な相談活動、そしていじめだというふうにとらえた者について、今度は具体的な、いじめられたという者に対する指導及びいじめたという者に対する指導、そういった努力みたいなものを相当神経を使いながら、今実施をしておるところでございます。

この中で、仮にいじめが見つかった場合、教員1人で抱え込まない。必ず校長、教頭以下、学校体制でその情報を共有して、素早く連携して対応するということを強くお願いいたしております。率直に申し上げて、この言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、いじめ問題の対応に特效薬はない。どういうことかといいますと、やっぱり地道な努力の積み重ねでしかこの問題の解決は出てこない。具体的には、2点ございますけど、まず第1は、互いの人格を尊重するという心づくり、人間関係づくり、心の問題です。これをどう思慮深く行動できる、そういった姿にしていくかという、これが1点。もう1点は、教師集団がそのいじめを見落とさない目をしっかりと持つ。見落とさない目を持って、仮に見つけたら指導し切る。この2点だというふうに思っています。この地道な努力、結論的にいえば、一番大切なことは、やっぱり教師の指導能力の向上です。これしかないと思っています。もちろんもう1点ございますけど、そういった人間形成をしていく上での家庭の教育力の向上、この2点です。この家庭の教育力の向上ということについて私たちもいい手がなかなか打っていきませんが、少なくとも教師の指導力の向上ということについては、教育委員会も本当に今も一生懸命命がけでやっているつもりでございます。また、先生方も、いじめを見過ごしてというような問題も随分新聞でも出てまいりましたが、瑞穂市の先生について、仮にそんな先生があつたら、まさにゆゆしき問題という認識のもとで、先生方の努力に対しても、一応私は頭を下げながら対応しておるところでございます。以上です。

議長（藤橋礼治君） 水道部長 松尾治幸君。

水道部長（松尾治幸君） 安藤議員さんの3点目の、地方公営企業法の適用範囲拡大について答弁させていただきます。

地方公営企業法を適用した場合には、資産の金額的測定を行いまして、減価償却により規則的な費用化が行われ、各勘定科目ごとの残高に伴いまして、減価償却累計額、未償却残高が表示されます。取得した資産の費用化がどの程度進んでいるかがわかるとともに、再投資のための意思決定を行うための基礎資料にもなります。特に減価償却という手続によりまして、取得

資産の基礎的な費用化を行うことで、経済活動の発生に基づいた費用認識が可能となり、下水道でいう受益者負担の原則に基づいた費用負担を受益者に求めることが可能になることは、事業の経営健全化を図る上で重要であると言えます。

現在は、地方自治法第 209条第 2 項の規定によりまして、事業の円滑な運営と、その経理収支の明確、適正を図るため、特別会計を設置して、運営をしております。公営企業法適用事業者への移行にはある程度の費用や手間がかかりまして、移行後も、固定資産管理事務、出納事務量の増加が見込まれることから、法適用に移行する事業者が少ないものと見受けております。

当市といたしまして、規模もまだ小さく、全体に占める使用料収入が少ないことから、現行のままで行う予定でございますので、よろしく願いして、答弁とさせていただきます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） それでは、まず 1 点目の経常経費の関係からでありますけれども、時間外手当がだんだんと減ってきている。減ってきているということは、いわゆる一般に言うところの正規職員の事務量が減っているということであるわけですが、10月に策定をされております瑞穂市行政改革集中改革プランによりまして、一般行政職の数を 195にするというふうにこの資料には書かれておるわけでありまして、5万人の人口を抱える市の職員の数として、一般行政職の数を 195にするということ、現状はそれより多いわけですが、するというのは少し減らし過ぎなのではないかという懸念もあるわけです。ですから、経常経費の削減にかかって、職員の削減というのは必要な部分ではあるかと思うんですが、ちょっと余裕のない削減の仕方ではないかというふうに思うわけですが、この人数の算出の仕方はどんなような形でされてきたのか、お答えいただけますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） では、定員管理の関係ですが、これ、一応事務事業の見直しとか、そういうことを考えまして 195人にするということなんですが、先ほど市長の答弁でも若干人数のあれはありますが、それぞれ退職者の人数を踏まえまして、それに見合っ、長期的な考え方で、将来職員の採用に穴があかないというか、その年代に欠員ができないような採用の仕方ということを考えながら出した数字でございます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 安藤君。

1 番（安藤由庸君） 採用の年次に穴があかないと。連続的に各年度ごとに職員が 1 人以上いるというやり方だろうと思うんですが、先ほど質問した中に、印刷、それから封入、窓口業務、図書館の貸し出し業務等ということであったわけですが、印刷だとか封入というものの分については、説明や、それから答弁の中にあつたように、外へ出すということは比

較的簡単なものだろうと思うんですが、意外と窓口業務というのは、見た目よりも知識が要る部分も出てくるのではないかというふうに考えるわけです。そうしますと、一口に窓口業務というくりで外へ出す、いわゆるアウトソーシングするというのが果たしていいのかどうか。むしろ部署によっては、いわゆる正規職員を配置しておいた方が適切なんではないかというふうに考えるわけですが、その点はいかがでしょう。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 今の窓口業務の中でも、やっぱり正職員はその中におりますので、あくまで最終責任者というのは窓口業務管理者になりますから、当然あります。あと、先ほど言いましたように、窓口業務は受け付け、引き渡しとか、マニュアル化されたものについてあくまでアウトソーシングしたいというふうに考えております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） 書類の受け渡しという程度の窓口業務だということですが、場所、それから部署によっては、むしろ人員の削減という、全体としては削減をするわけですが、部署部署においては、人員のむしろ増員というのともあわせて考えていく。全体的な業務の見直しという点において、されていくことが必要だろうと思っておりますけれども、この削減計画とあわせながら、一方で部署ごとに人員の重点的な配置というものが行われるということを希望しまして、1 点目の質問についてはこれで終了したいと思います。

それから、先ほどのいじめ問題の答弁の中に、相談箱の設置、それからアンケートの実施、それからマニュアル等の作成、それから研修まで済んだということでありました。あと、家庭に対する取り組みといいますか、対応というものも考えていかなければならないという御答弁があったかと思っておりますけれども、家庭に対する対応について、具体的な検討には入っていらっしゃいますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 実質、家庭全体に対して何かの機会を持つということは、実は今、例えば研修会とか講演会とか、そういったことの企画を何とかできないかなという、まだ思いの段階でございますけれど、思いを持っております。ただ、家庭と実際にかかわるのは、いじめられた、あるいはいじめた、その親御さんともども、いろいろ懇談をするという機会は幾つも持っております。そういった点でのいろいろな啓発活動みたいなものはできます。と申しますのは、いじめの件数は何件ですかといつも問われるんですね。だけど、私は、実際のいじめの件数なんていうのは、見えるものと見えないものがありますから、何件なんていうことはなかなか言えないよと。ただ、うちはこういうふうにとらえてくださいというふうをお願いしております。

一つは、学校や教員がこれはいじめだというふうに認識し、保護者もいじめだと感じてみえることで対応した件数。ですから、学校も親もどうもいじめだなと。両方とも思っていて、対応した件数が一つ。それから今度は、学校、教員はいじめとして認識があるが、保護者にはその認識がなかったという件数、これも何件かあります、やっぱり。それからもう一つは、学校や教員がいじめだと認識していなかったけれど、保護者や子供の訴えからいじめとして対応した件数というところ。ですから、常にそういった点では多くの場面が保護者とのかわりにつながるといってごさいます。なお、正直言って、この三つの件数というのは結構な数がございます。現在も指導中というか、継続してかかわっているという案件がやっぱり数件ございます。ただ、全体の数の中で、その数件というのはほんの1割にすぎません。ということは、これは学校側の認識でございますけど、今までそうやって扱ってきた、本当に多くの数の件数ですが、大体9割強は、ある時点においては解決の道が探って対応できているといった認識だと、そんな姿でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 御答弁ありがとうございました。

なかなかいじめという問題も、陰に隠れて出てこないもの、これは対応のできないものになるかと思えますし、そういったものが重大事件のもとになってくるものなのかもしれません。

いささかこじつけなことはあるんですけども、最近読んだ本の中に、インド出身のノーベル経済学賞を受けた学者の言葉の中に、「人間の安全保障」という言葉がありました。この学者の研究は、いわゆる発展途上国の教育、経済発展の問題といったことをやっているわけですが、この中で基礎教育の重要性というものを訴えております。ここがこじつけということになるわけですが、小・中において、この基礎教育がきちんと受けられる環境を維持するということが人間の安全保障ということにつながるんだということで、いじめという問題が、いじめられる側の生徒の基礎学力の向上につながらない。また、いじめる側についても、そういったことが間接的にあろうかと思えますので、それが守られるようにしていくことが大事だろうというふうに考えております。

ちなみに、この「人間の安全保障」という言葉は、その経済学者は引用しただけでありまして、故小渕恵三首相が国際会議の中で発言したというようにその方は本の中で書いておりました。ですから、「安全保障」という言葉を話していくと、また5分かそこらかかりそうなので、ここでやめますけれども、学力というものが人の生きていく上での安全を担保するために必要なものだということを訴えているわけでありまして。

ですから、教育委員会、それからその関係者におかれましては、学校における教育に支障が出ないように、そういった配慮をされたいというふうに思うわけでありまして。

続きまして、先ほど、企業会計への移行についてということで伺いました。

水道部長の答弁の中では、再投資の資料になると利点もあるということでありましたけれども、費用等もかかるということで、現行のままでいきたいということでもあります。しかしながら、先ほど質問の中でも話しましたけれども、いわゆる料金というものがどのように設定されて、それが適切なのかどうかという判断をする上において、今のやり方が果たして適切なのかどうかというものは、今後また見直しをかけていく段階が来るのではないかとこのように思っておりますし、国土交通省の方針といたしますか、希望といたしますか、指導というところまでは行っていないだろうと思っておりますけれども、この企業会計の導入というものを促進するようということは通知をされているところは御承知のことだろうと思っておりますので、可能であるならば、できるだけ早いうちに、または何らかの機会を得たときに、企業会計への移行というものを考えていただけたらというふうに思います。

最後に、常備消防の件で御答弁をいただきましたけれども、当初予定、およそ70人を採用ということでありまして、現在、異動の人員まで含めまして37名というものが今、瑞穂市の職員というふうになっております。また、第2次募集をかけるということなんですけれども、まだ岐阜市消防への委託は、申し込みをした段階ですので何とも言えないかと思っておりますが、それが成就した場合、職員の重複募集というようなことにはならないかという1点だけお答えいただきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 70名で、40名が大体うちで予定しておる人数でございます。重複ということはありませんので、その点はよろしく申し上げます。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） ありがとうございます。

なかなか決定ではない部分がありますので、これ以上伺うことはできにくいかと思っておりますけれども、今の消防については、人員の件が気になりましたので御質問いたしました。

以上で私の質問を終了いたします。

議長（藤橋礼治君） 続きまして、19番 西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

19番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、3点にわたりまして執行部の答弁を求めたいと思っております。

まず第1点目は、次期市長選についてであります。

それに関連して、冒頭、松野市長の政治姿勢について、お答えをいただきたいと思っております。といたしますのは、先ほどの堀議員の質問にもございましたけれども、市長選の立候補の問題に

ついても、あるいは消防の岐阜市への全面委託の問題につきましても、我々議会がそれを知る前に、つまり議会で報告をされる前にマスコミの報道を認めておるといふか、それが実態なわけであります。非常に個人的な行動ではないかと。議会というものが存在をしておるんのであるならば、消防の問題も市政全体にかかわる重大な問題であります。立候補の問題についても、瑞穂5万の市民にとって大変重要な問題であります。その問題を、住民の代表機関である議会にまず報告する前に、いわゆるマスコミに報道させるというようなことはいかなものかというふうに思います。したがって、どうして松野市長はそういう手法をとられるのか、そのことをまずもってお聞きをして、以下、一般質問席から質問をさせていただきたいと思います。議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 決して議会の前に報道してとか、順番を意識してそういうふうにしておるといふことではありませんので、そのあたりは誤解のないようにしていただきたいと思いません。

今のお話の中で、まず1点訂正をお願いしたいと思いますけど、私の立候補の問題につきまして、議会の所信表明で申し上げる前に、新聞関係は一切書いていないと思いますけれども、私に間違いがあったらお許しいただきたい。私はその認識であります。それ以前には何も申し上げていないと思います。

それから、消防の件につきましては、私の日々の行動ということでの予定が新聞で報道されておるのは御存じのとおりかと思えます。その中で、私が岐阜市の市長を訪問したというのがスケジュールで当然出るわけでございますので、そのときの内容はどうだという問題が出てまいります。そういう意味で、結局その内容を説明したというのが一つの経緯でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 市長の答弁は、事前から予測はしておりますけれども、そういう問題じゃないんですね。やはり本当に議会というものを大事にするならば、自分が、たとえ周りの支持者の前でもそういうことをしゃべれば、その議員がどういうことをやっていくであろうと。大変失礼ですけれども、そういうことをいつも見越してやっておられるんじゃないですか、すべての問題について今までも。今までの新聞発表もそうだと思いますよ。新聞記者は、報道の自由ですから、それぞれのところに話に行くということはあろうけれども、それを受けて、いわゆる首長、あるいは我々議員はどう対処すべきかということは、もっと慎重に対処していただかなければならぬ問題であろうというふうに私は思います。

それはそれとして、まず第1点目の次期市長選についてであります。

これは、先ほどの堀議員の質問も重複をしますけれども、改めてお聞きをしておきたいと思えます。

松野市長は、本定例会の初日の提案説明におきまして、「来年4月の市長選について、皆様の御理解がいただければ、引き続き次期もまちづくりを担当させていただき、瑞穂市として整理しなければならない課題に取り組みたいと思います」と述べられまして、実質上の4選出馬を明らかにされたところであります。

そこで、まずお聞きをいたします。松野市長は、さきの提案説明の中の立候補表明に係る部分で、「今日までのまちづくりを振り返ってみますと、水道、耐震補強、給食センター、消防など、ハード面の整備はほぼめどがついたと思いますが、教育、コミュニティー、福祉などソフト面の体制づくりには残された課題があると思います」というふうに述べられております。先ほどの答弁に関連して私が考えましたのは、市長は、めどがついたというのは、合併に関連をして、早急に対応しなければならない、そういうことを言ったんだと。舌足らずであれば、そういう意味でありますというふうに言われましたけれども、やはりあの提案説明の中でお話があった中身を文章で読みますと、「今日までのまちづくりを振り返ってみますと」という表現を使っておるわけですね。そういうことを考えますと、通常は松野市長が穂積町長であったときから抱えているさまざまな懸案の課題についても、これまでのまちづくりを振り返ってみるとというふうに受けとめるのがごく当然のことではないかというふうに思うんですね。ですから、そうだとすれば、先ほどの話の続きですけれども、具体的には駅前開発はどうなったんでしょうか。今後どうしていくつもりですか。下水道事業はどうなんですか。公園の整備は今のままでいいんでしょうか。また、ソフト面の体制づくりは残された課題があると述べられておりますけれども、しからば、福祉では一体何が具体的な課題となっているんでしょうか。それをまず明らかにしていただきたいと思います。それらの点について、市長の答弁を踏まえながら、順次一問一答を行っていきたいというふうに思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） まちづくりでハード面で整備しなければならないということは、前の答弁のときにも申し上げましたように、ずうっと時代の変化に対応していくとか、いろんな課題というのが次から次に出てくるわけでございますので、ここで済んだという段階というのはないと見ております。ただ、私が申し上げましたのは、合併に関連してやらなければならないこと、緊急にやらなければならないことというものについては大体めどをつけたということで申し上げたわけでございますので、そこに誤解があるとか、こういうふうにしかとれないじゃないかという御指摘についてはそれぞれのとり方かと思っておりますので、改めて議論させていただくつもりはございません。

それじゃあということで、こんな課題が瑞穂市には残っているんじゃないかという御指摘でございますが、駅前、あるいは下水、公園の整備というものにつきまして、これもまた先般のお話で、要するに市民の皆さんの意見を聞きながらとか、皆さんの協力を得てと言うと、ずる

いとおっしゃるかもしれませんが、現実の問題として、協力をしていただかないと物事が進まないというのも現実でございます。先ほどの質問にもございましたように、新堀川一本抜くにも協力ができないというのが現状でございます。そういう点で、どんなふうに進めていくのか、またどんな形のものが望ましいのかということの意見というものは、十分に聞きながら進めていくのは当然であるというふうに私は考えております。

それから、福祉面について、これからやらなきゃならないことはどういうことなのかということの御指摘でございますけれども、これも、やはり具体的な手法は何かということについては、いろいろな御意見もありましょうし、またこんなことはやっても意味がないというお話もあるでしょうし、部分的な問題だけをとらえて、こうせえとか、ああせえという話もあるでしょう。ですけど、私は、この問題につきましても、前に御答弁申し上げましたように、やはり基本的なセーフティーネットというのは何なのかということ、これをしっかりと議論し切って、それに向かってどう考えていくかということが必要だと思います。福祉施策というのは、やはり私と公とのバランスというものが非常に大切であると。この基本点をとらえていかなければいけないということ、もう1点は、やはり社会が刻々と変化してまいります。その変化に対応して、当然福祉施策も変わっていかねばいけないと思っております。その点から考えて、いろいろと打っていく施策のウエート、重点というものも変わっていくというふうに思っております。現段階におきましては、やはり私は、先ほどもちょっと申し上げましたように、高齢者だけでお住みの家庭の問題、それから子供たちの居場所づくりというのが非常に大切な事項ではないかと、このように考えております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ハード面の問題については、あまり時間が、ほかにも二つ課題がございますので、簡単に一つだけ申し上げておきたいと思いますが、下水道の事業の問題ですね。この問題については、市長が何をどういうふうに関き直ろうが、弁明をされようが、穂積町時代を含めて、我々、「改革」の第2号で記事にしておきましたけれども、下水道事業でやられたことはコミブラの別府処理区のみであります。単独で継続してやられてきた事業につきましてはね。しかも、接続率は、供用開始後3年で30%。そして、今後の整備計画のめどさえ立っていない。その結果、先ほど堀議員も申し上げたとおり、平成17年度末で整備率は37.7%で、県下21市中、断トツの最下位だと。これが冷徹なる事実ではないでしょうか。それでも、市長は、「合併のときの趣旨、新市建設計画のいろんな施策で方向づけがなされておる方向に従って、その実現に向け着実に進めてきたという認識であります」とか、「ハード面の整備はほぼめどがついた」とか、強弁をされるのでしょうか。その点はいかがですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 何か下水に非常にこだわっていらっしゃるようでございますけれども、私は、下水というものは、やはりそれなりに全体を考えてやっていくというか、状況を見ながら進めていくということでありまして、決してやらないということは一言も申し上げていないつもりでございます。ただ、全体を整備していくためには一つのステップがあるということで申し上げてきておるわけございまして、利用状況がどうであろうとか、そんなことは何も考えないで、しゃにむにやれという話は少々暴論ではないかなと、こんなふうに私は思っております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 松野市長の「やらないとは言っていない」という言い方が、私は一貫して一事が万事問題だと言っているんです、そういう姿勢が。やらないと言わないところに問題が隠れているんです。具体的に言えば、先ほどのほかの方の答弁について、堀議員だと思いますが、下水についての考え方は基本的に変わっていないと。いわゆる85%の接続率のラインで料金を設定しておる。それで、めどがつけばやりますというふうなことを答弁されておるんですよ。そうしたら、お聞きしますけれども、そのめどというのは、具体的に御自身でどういふふうに展望しておるんですか。いつめどがつくんですか、お答えください。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） それは地域の事情によって違うんじゃないんでしょうか、端的なことを申し上げまして。現実の問題として、巢南でおやりになりました特環の場合は、現段階におきましてはかなりのスピードでつなぎ込みがされております。これがどこまで行くかは、しばらく様子を見ればそれなりに答えが出てくると思っております。

それから、現実の問題として、コミュニティ・プラントの点について非常に御指摘になりますけれども、私はなぜそういう慎重な物の言い方をするかというと、あのコミュニティ・プラントをやるかやらないかという段階におきまして、その地域の皆さん方にアンケートをとりましたときには、80%以上の方が「イエス」という答えを出しておられるんです。それが、現実に管路をしいたら、つないでいただけるのが、こういう状態。ですから、それぐらい結局思いと現実とのギャップがあるということなんです。ここを私はしっかりと見届けてやっていかないと、要するに施設はつくったけれども利用されないという結果も出てくるということでありまして、私はその利用状況を見ながら次への展開を考えるということでありまして、そのあたりが、逆に将来についての答えを、いつやるかということまでおっしゃれば、言えないということになるかと、このように思っております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） コミプラの問題は、結局は旧穂積町全体の下水事業の計画、構想の問題なわけですね。別府の処理区一つでとまっておる。そして、それが85%ラインに達するめどがつけば、しかし、そのめど自体が具体的にいつかもわからない。ということは、早い話が、いつになったらできるかわからんということなんですよ、現実の問題は。だから、結局は旧穂積町の下水道事業計画というもののめどが立たないということになっておると思うんですね。いわゆる思いと現実の差があるというお話でしたけれども、この点についても、今まで何回も申し上げておりますけれど、要するにコミプラにつなぐ。そのために、合併処理浄化槽と助成金との関係で、つなぐという誓約書を書いていただくというような手法でやられたと思いますね。しかし、それは何の効果もないですよ、そんなことをやったって。大体そもそも、そんなことをやったって、合併処理浄化槽の助成をするということがつなぐということと何の関係があるんですか。そんなことは問題ですよというふうなことは、ずうっと一般質問の中でも私は申し上げてきた。何回も申し上げてきた。結果的にはそういう現状になっておるわけでありませう。ですから、逆にコミプラで突っ込むなら、突っ込む前にもっと慎重にそういう思いと現実の違いというものを、その他の地域を調査・研究する中で慎重に判断をすべきであったということだと思っております。私は、そういう意味では非常に失政であるというふうに思っております。

あと、下水道の問題だけではなくて、基本的考え方の問題なんですけど、地元の方の協力というふうには当然あるんですけども、これも前から何回も言っております。要するに掛川市の土地基本条例というのが、これも再三一般質問で、今の市長のお母さんの友町長の時代からも話してきたわけですけども、やはり土地というものをどうとらえるか。それは、要するに万人の共有の財産である、基本的には。社会の財産であるということから、それぞれ歴史は主権の発生に至っているわけですけども、もう一度土地というものの持つ公共性というものに着目をして、その主権の問題について改めて考えていくという、その根本的な思想というものがないと、やはり主権、主権、主権と言っている限りでは、いつまでも今のような話で、協力がなければ、もちろん協力があるんだけど、それをさらにきちっと方向づけていくような思想が必要ではないかと思っておりますね。

例えば本田なんかのコミュニティセンターのときでも、これもちょっとお聞きしておりますけれども、コミュニティセンターをつくるのであるならば、その周りに公園もセットでつくってほしい。結果的に地権者の協力があるかないかは別として、そういうふうな考え方をセットでもって、こういうコミュニティセンターそのものを考えたかどうか。そういうことはどうなんでしょうか。これからのこともありますけれど。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 私有財産の公共性との関連の御意見でございますけれども、これは、当

然公共のいろんなことを考えていくときに、それぞれの御協力はお願いしなければなりませんけれども、現段階の日本の国のシステムの中では、私有財産に対する個人の権利というものは非常に強力なものがあります。それをどうやって乗り越えていったらいいのか、逆に私はお話が承りたいと、このように思います。現実の問題として、重ねて申し上げるわけではないんですけれども、第3排水機場のあのような公共性のある事業においてすらも非常に苦しんでおるといのが現実なんです。このことを私はまずもってはっきりと申し上げておきたい、このように思うわけでございます。

それから、下水について、やらないということと、永久にめどが立たないからやらのじゃないかという話とは違うんですね。それは、要するにそういう状況にあるということで、私はその計画をやらないということは、実際にやるかということ、できないじゃないかと。だから、やらないと一緒にやらないかということをおっしゃいますけれども、そうじゃないと思います。物の持っている意味がかなり違うというふうに私は認識しております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ですから、9月の議会でも申し上げましたけれども、85%ラインということがめどのラインであるというふうに基本的に設定をするならば、しからは、85%に達するための具体的な努力をどういうふうに、具体的な数値目標も含めて、いつまで、どうするんだということが必要ではないですかということをお伺いしたと思うんですよ。だからこそ、そのところで、いわゆる担保がなければ、結局はズルズルズルズルと行くんではないですかということなんです、私の考え方は。そのところがきちっと担保するところなんです。そのところがなければ、やっぱりやるような努力は、今申し上げました数値管理も含めて、いつまでにとか、そのためのすべての職員の努力、これが必要じゃないですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 料金設定そのものが、85%ラインというところで大体設定しておるわけでございますので、逆に言いますと、その数値に達するまでは、一般会計から毎年毎年足りない不足分だけを補てんしていかなければならないんです。ですから、私どもは、できるだけ早くそのラインに到達するようにということで、その地域の皆さんには、いろんな機会をとらえてはつないでくださいよということをお願いをしておるわけでございますけれども、お願い以上の公権力を使うということは現実の問題としてはできないということでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） お願い以外の公権力の行使はできないということでありますけれども、原則的な立場と、もう少しお願いの具体的な内容について努力すべきことを考えるべきだとい

うふうには思いました。公権力の限界があるとすれば、お願いの中身の創意工夫というものをどうしていくのかという、もっと多面的な格好で。人の心をとらえることですね、とにかく。それは、公権力の表からの行使だけやったら、反発されて、ますますかたくなになって、接続できないということもあるでしょうから、そこは具体的にもっと多面的な知恵を使って、そのラインに到達するように努力をすべきだと思うんですね。そうでなければ、一般会計からどんどんどんどん補てんをしていく。めどがつかないから、また補てんをするということになりますから、この点については、ぜひ心にとめておいていただきたいというふうに思います。

それで、あと、もう時間がありませんので、具体的に次に入りますが、市長選に関連して、松野市長は自民党員だというふう聞いておるんですけども、間違いありませんか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 自民党でございます。党費もきちっと払っております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 無所属で立候補ということも聞いておりますけれども、離党して立候補するおつもりなんですか。党籍を持ったまま立候補されるおつもりですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 党籍はそのままでいくつもりであります。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） それでは、4選は多選と思われませんか、どうですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） これは、私は4選と考えておりません。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） じゃあ、何選と考えておられますか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 再選と考えております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 全く笑い話のような、5万の市の首長の答弁でありますけれども、やはり原則的には、多少の短い期間もありますが、大ざっぱに言えば4選だというふうに思います。

それで、自由新報の平成18年11月9日、自由新報をインターネットで見たんですけども、

「知事、政令市長選で3期連続して、その職にあったものは、党として公認推薦せず。首長多選問題で党改革実行本部が方針」という見出しの記事がありました。それを読みますと、「党改革実行本部は、9日の総会で、地方公共団体の首長多選問題について、都道府県知事、政令市長選で、過去3期連続してその職にあった者は、党として公認推薦しない方針を決めた。実施には党選挙対策要綱の改正が必要なことから、今後の対応を石原伸晃本部長に一任した。対象範囲に、中核市や他の市区町村の首長を含めるか、多選禁止の法整備などの課題については、同本部に小委員会を設け、総務部会、選挙制度調査会と連携して、引き続き議論していく。石原本部長は、地方公共団体の最終意思決定権を持つ首長の任期が長期化することで、権限が過度に集中するなど多選の弊害を指摘。実施時期については、できるだけスピーディーに行いたいとの考えを示した」という記事が出ておったわけでありませう。

それで、お聞きしますけれども、自民党の中でも多選の弊害を指摘せざるを得ないような昨今の県知事等の問題もありますけれども、そういう動きが自民党の中でも出てきておるわけですね。それで、そういう方向、動きを含めて、自民党の方針を、自民党員である松野市長はどういうふうにお考えですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） これは、自民党でいろいろと検討されている中での一つの議論だと思っておりますので、私は自民党の中の議論だというふうには認識しております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 自民党の中で、今言ったように都道府県知事、政令市長選では、過去3期連続してその職にあった者は公認推薦はしないという方針を決めたということなんですね。その他の市区町村についてはどうするかということは今後継続して審議をするという中身なんです。

その場合に、形式的に今のような答弁をされておりますけど、やはりこの趣旨を踏まえるならば、どう主体的に受けとめるかという、そこのところを聞いておる。ですから、そこところの答弁じゃないんです。私の言っているところは、この趣旨を踏まえたならば、やはり多選というものはみずから自粛をして立候補はしないというのが今の時代の流れになっておる。自民党ですらそういうふうになっているというふうには私は言っておるんです。市長の御理解は、何が何でもそんなこと関係ない。権力にしがみつかなきゃいかんということであるならば、それはまた別の話ですけど、いずれにいたしましても、私は、現在の松野市長がとってこられた路線というものは、これもたびたび申し上げております。いわゆる新自由主義です、私に言わせれば。新自由主義の自助努力、これを大事にする思想です。そういう哲学を松野市長は一貫して持っておられる。そのことを就任以来、私はずうっと感じてきた。ですから、サッチャー、

それからレーガン、中曽根流の新自由主義の路線はもう時代おくれになっておる。これは、市長のことですから、全世界的な視野でもって流れを見れば、もう明らかです。要するに中南米の動きというものは大変な動きです。いわゆる南米が一つの国家として結合していこう、アメリカに対抗していこうという流れが現実には事実として出てきております。フランスでも、ロワイヤルが社会党から今度の選挙で当選するかもわからんというような流れ。それは全世界的に、要するに新自由主義のこの間の路線の弱肉強食の市場原理、市場主義というものの巻き起こした格差社会をどういうふうには是正していくかという時代の流れに今入ったんですね。日本は何でも10年おくれで来ます。それまでは突進していきます。けれども、必ず世界史の流れは、逆に新自由主義が歴史の反動として世間からレッテルを張られる、そういう時代が来ると思います。そういうことをやっぱり踏まえるならば、私は松野市長の自由競争、市場主義のような思想というものは精算すべきであるということで、私どもは、堀議員が先ほど申し上げたとおり、明確にそういう路線に対決できるような形で瑞穂市の将来を考えていきたいというふうに思っております。

あと、消防の問題で、安藤議員の質問と重複する部分もありましたが、簡単に一つだけ言っておきます。

18年度の職員採用9人、それから19年度の採用職員が12名で、足りないから、また後で第2次募集をするという話でありました。あとは本巢消防からの16人で37人ということで、まだ足りないわけですがけれども、それで、その後、あと3人入ったとしても、派遣ですよ。要するに何年間のめど、例えば5年間のめどで出していくという場合に、その先、その人たちはどうなるんですか、将来展望というのは。ちょっとそれ、よくわからないんです。というのは、瑞穂市で採用した職員ですよ。片一方は、例えば岐阜市の職員というような共存状態の中で、昇級昇格、あるいは中の統一的な士気とか、いろんなことも含めて、感情的な問題も含めて、そこら辺はどうなんですか、ちょっとお答えください。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 西岡議員さんの御質問にお答えしますが、今のところ、職員については派遣ということで考えているだけで、具体的な細かい話はまだこれからですので、回答できるときに回答させていただきますので、よろしくをお願いします。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 広域化のめどが立つまで派遣するということも言われているみたいですが、とりあえず時間がないですから、やめます。

あと、給食の問題について、大変はしょって申しわけありませんけれども、言っていきます。

6月議会の中で小寺議員からも質問がありました。新設される給食センターの調理業務は、

安全でおいしい給食を提供するためにも正職員で行っていくべきじゃないか、こういう質問ですね。それに対して、執行部からは、給食物資の調達、献立管理、調理業務の指導、会計経理事務は正職員で、調理業務、配達業務、配送業務は順次民間等へ委託する方向である、こういう答弁がなされております。

それで、いっぱいいろいろあったんですが、簡潔にとりあえず聞いておきます。一つは、地方自治法第 238条の 4 第 1 項を読みます。行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸付、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、もしくは信託し、またはこれに私権を設定することができないという規定があります。これがなぜ関連してくるかということ、民間委託をした場合に、そこで持っているものは行政財産ですよ、調理器具等々。だから、それを逆に貸し付けるといようなことになってくるのではないですかということなんですね。そうすると、この地方自治法第 238条の 4 の第 1 項との関連で考えなければならない問題があるだろうなということなんです。

ここに書いているように、次項に定めるもの、次項というのは土地に関して規定されておりますので関係ないです。そうすると、3 項では、第 1 項の規定に違反する行為はこれを無効とするという規定があるんです。第 1 項の規定に違反する行為は無効とする、こういう規定があります。そうすると、今の貸付という認識をしないということなら別ですけども、そのこととの関連でこれをどう考えたらいいのか、整理をしておく必要があるというふうに思いますので、ちょっとお聞きをしておきたい。

議長（藤橋礼治君） 教育次長 福野正君。

教育次長（福野 正君） 想定外のことでしたので、ちょっと研究しておりませんが、貸し付けるという行為を考えておりません。作業をあくまで給食センターの中でやっていただくということですので、作業委託というんですかね。例えば調理器具を相手方へ貸し付けるという見解をとっておりません。自治法に抵触しないというふうに考えておりますが、以上です。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） この問題については、大阪府の高石市というところで具体的に住民監査請求が行われております。弁護団がついて、今やられておるんですけど、その答えは、却下ということで出ております、監査請求に対して。それで、これから88人の請求人及びその弁護団がどう対応していくのかということは今後の動向だろうと思いますが、それは私もちょっと興味を持って動向を見ておきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、先ほどもインターネットで学校給食法というのを見ておったんですけども、やはり本当にもう一度とらえ直す必要があるなというふうに思ったんですね。それを読んでいきますと、学校給食法自体は1954年6月3日に成立をしたと。当時の文部大臣は、

学校給食は、食という体験を通じて子供に生きる力の原点を学ばせる教育の一環である、こういうことを言われております。それで、条文そのものを見てみますと、第1条の目的で、学校給食は児童及び生徒の心身の発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し、必要な事項を定め、もって学校給食の普及・充実を図る。第2条は、学校給食の目標。学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するため、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。1. 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。2. 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。3. 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。4. 食料の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くことということが規定されておるんですね。本当にこれを読み返してみますと、学校給食の持っている、まさしく教育としての位置づけというものが明確に、その思想が見えてくるんですね。だから、このことと民間委託との問題をどう考えるかということも整理をしなければいけない論点だというふうに私は思うわけなんですね。

時間がありませんから、それを多くは語りませんが、具体的に子供たちの現状がどうなっているかということから、今の論点に対するアプローチの方法を我々が考えなければいけないと思うんですけども、例えば04年9月の農林水産省の「我が国の食生活の現状と食育の推進について」の資料を見てみますと、子供の朝食の欠食が増加傾向にあり、小学校5年生では13.3%から15.6%、中学の2年生で18.9%から19.9%、これ95年度と2000年度の調査結果ですけれど、あと平成14年度の児童・生徒の食事状況調査報告、これは独立行政法人日本スポーツ振興センターというのがあるんですけども、ここでは、食品群別の摂取では、肉類や油脂が多く、糖類や野菜、果実は不足し、エネルギー、たんぱく質は充足されているものの、カルシウムや鉄が不足していますと。これらは日本の子供たちの問題になる食状況をあらわしているということなんですけれども、さらに、菓子とか果物などのみとか、錠剤などのみとか、何も食べないということがふえて、まともに朝食がとれないというような状況にあるということなんです。

それで、給食との関係で書かれておるのは、給食のある日はエネルギーやたんぱく質は双方とも充足しているけれども、給食のない日はビタミン、カルシウムがともに不足がちである。特に給食のない日は、必要なカルシウムの50%未満しか摂取をしていない女子中学生が31.6%に上るということです。特に子供の最近の血圧とか、コレステロールとか、肝機能、中性脂肪を含めて、非常にコレステロールの高い子供たちがふえてきておるといようなことで、要注意、要治療が2割近くになってきておるとい状況みたいなんですね。

ですから、やっぱりこういうふうなことで、朝、学校へ行くのにも目覚めが悪くて、学校に着いても、どうも体がだるくて、勉強に集中をしないと、だんだん眠たくなっていくというふうな体のおかしさ、運動能力も落ちてきておるとい指摘があるわけなんですけれども、そ

ういう意味で、今現状を申し上げたんですけれども、そういう現状と民営化の問題ですね。民営化によってこうむるデメリットの面、こういうことに關心を持っておるんですね。ですから、民営化をやっていくという方向を出された教育委員会は、しからば具体的にどういうところへ、民営化したところの調査・研究、メリットもデメリットも含めて、あるいは委託した場合の委託費の長期的な算定を含めて、それはどの程度やられて、この民営化の方向、委託の方向を出されたんでしょうか、それをお聞きしておきます。

議長（藤橋礼治君） 教育次長 福野正君。

教育次長（福野 正君） 民営化とおっしゃるんですが、実は公設公営というふうに考えております。先ほど言いましたように、業務委託を一部分出すということでございます。先ほどいえるんなことで、事例を挙げて子供たちの現状みたいなことをおっしゃっていましたが、学校現場で現実には子供たちに指導していきますものは、各学校の給食主任、あるいは各クラスの担任、あるいは給食センターに常駐しております3人の栄養士が各学校を回って巡回の指導をしております。例えば1年生だと三角食べ。最近、ばっか食いというのがはやっておりますので、三角食べをしようとか、2年生は好き嫌いをなくそう、野菜編。3年生は、朝御飯の欠食がどうも多いもんですから、朝御飯を食べよう。4年生は、バランスよく食べよう。5年生は、骨の成長のためのカルシウムをとろうとか、6年生は、生活習慣病予防をしようというような指導をしております。中学校の場合は、特別に授業時間がとれませんので、昼食時間の放送を利用して給食の重要性を呼びかけているようでございます。その他、給食センターから出しておりますチラシ、献立表、給食だより、特に最近のお母さんに読んでほしいような給食だよりでございますが、外食産業の普及等々で、子供たちの偏食、それから肥満の対策についての内容が書かれているようでございます。

先ほど、置きかえの部分で金額的にはじいているかということでございますが、まだそちらの具体的な数値はつかんでおりません。以上です。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 一番最後に私がお聞きしたのは、民間委託をした場合の問題点として、どういうことがあるんでしょうか。そのためには、既に民間委託をしたようなところの調査・研究がどの程度なされて民間委託の方向を打ち出されたのかどうなのか、このことをお聞きしたんですけれども、今、その答弁はありましたか。

議長（藤橋礼治君） 教育次長 福野正君。

教育次長（福野 正君） その具体的な調査はしておりません。ただ、現実的に、既に今、調理員の半数は臨時職員でございまして、例えば全員が入れかわっても、栄養士が毎日調理の指導をしますので、まるきり入らないということではございません。その部分でのデメリットは

考えておりません。以上です。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） やはりこれから、給食の問題だけではありませんけれども、その他の窓口の問題とか本庁関係、その他、恐らく保育園の民営化の問題についても、一つの流れとして提起されてくるだろうというふうに私は思っておりますけれども、そういう意味では、やはり給食の問題においても、民間委託したところが実際どうなっているかということきちっと調査・研究をすべきだというふうに思っておりますね。

例えば、一つの東京の例でいえば、仕上がり時間のおくれとか、材料の使い忘れ、同じ間違いを繰り返す、余裕がなく、衛生面の配慮が行き届かない、チームワークがとりにくい、異物混入などミスが多発。これ、東京都立盲聾養護学校の給食調理業務委託6年を振り返って。舟橋では、委託業者から、アレルギー除去食など手間のかかる個別対応には限界があるとか、手づくり給食について疑問があるとし、簡略化を望むとの意見とか、あるいは大阪では、卵アレルギーの子供のために保護者がつなぎに卵を使っていないめんを持ち込むので、調理をしてもらえないかというふうに学校に相談したところ、代替食は契約にないとして拒否になったと。あるいは、東京の足立区で全校委託なんですけれども、業者団体から、野菜は手切りから機械切りにとか、泥つき野菜を使わないとか、献立の組み合わせに配慮などの附帯軽減の要望が国に提出をされて、業者団体がその要望を取り入れた委託ガイドラインを作成して、結局調理に手間のかかる献立ができなくなったという現状があるというふうに言われております。そのほか、細かいというか、現場の話ですから、いろいろたくさんありますが、スパゲッティが長過ぎたり、短過ぎたり、煮えていないニンジンとか、御飯が生煮えだったとか、何のことはないですね。ただ給食というものがもうけの商品なんですね。全然食育としての観点というものがなかなか、業者、民間委託していく中で、人も入れかわったり、人事異動で配置がえが行われたりして、そういうことが出てきておるといふうなことも言われております。ですから、教育長が、そういうふうなことには自分ところはしていかないというのであるならば、まだやっていないわけですから、やったところのさまざまな例というものをしっかり調査・研究していただいた上で、それを踏まえて、私どもはそういうことはありませんということを断言していただく。突っ込んだ経験を踏まえて、総括していただくという段階ならばいいんですけれども、まだこれからですので、その点については、事前にあえて御注意を申し上げておきたいというふうに思いますが、教育長、何か言いたいそうですから、どうぞ。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 今、民間委託という言い方でございましたけど、基本的に現在の今やっておる姿で変わるところはどこかという、調理の業務をしてくださっている方、すなわち

献立、それから材料調達は全部今と同じ体制でやります。それをもとにして、その献立に従い、調理方法に従って調理をしてもらう、その作業の部分を委託するということであって、今言ったように、メニューをどうするか、栄養管理をどうするかという中身を委託するわけではございませんという立場でございます。以上です。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 時間が来ましたので、いずれにしても調理業務そのものを委託していくということも言われておりますので、その調理業務をやるのは正職員でないということが、先ほど具体的に指摘をした諸問題を発生させる可能性を持っている。そのことをぜひ頭に入れて、具体的な対応をしていただきたいというふうに思います。

もう時間が来ましたので、これで一般質問を終わりたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 以上で、本日予定しておりました一般質問は全部終了しました。

散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 本日はこれをもって散会いたします。

また、傍聴の皆様方、大変長時間ありがとうございました。

散会 午後4時40分